ISSN 0387—3188

平成十五年九月三十日発行

萬葉

萬葉学会

和文体以前の「倭文体」をめぐって……毛利正守(一)
形容詞語幹の用法の違例……林浩恵(三)
書評
佐藤美知子著『萬葉集と中国文学受容の世界』……鉄野昌弘(四八)
紹介
古典索引刊行会編『萬葉集索引』……吉井健(五六)
第五十六回萬葉学会全国大会開催要項……(六〇)
会員名簿補訂……(六四)

第百八十五号
平成十五年九月

第百八十四号　目次

恋夫君歌（巻十六・三八一一～十三）の形成……影山尚之
寧楽の故郷を悲しびて作る歌……花井しおり
——田辺福麻呂の宮廷儀礼歌——
大伴家持の吉野讃歌と聖武天皇詔……新沢典子
予告
報告

和文体以前の「倭文体」をめぐって

毛利正守

はじめに

漢字は日本語を書き表すために生まれた文字ではなかった。そのことはあまりにも当然すぎる事実であるが、その事実から引き起こされる問題は小さくはない。

最初に日本人自らが文字を発明しているならば、その文字は恐らく、漢字が中国語に適った文字であるように、またアルファベットが欧米語に適った文字であるように、そもそも日本語の文法や構文・統辞組織に適った文字として誕生していたであろう。ところが、言うまでもなく漢字は日本語にとって外国語の文字であり、しかも漢字一字一字のことも然ることながら、伝来当初から外国(中国)の言語を書き表す文または文章と不可分なものとして受け入れられた、即ち日本語との関わりにおいて、初めから漢字は文章つまり中国語文と相即不離なものとしてしか存在しなかったことを考え合わせねばならない。自らの手で文字が生まれており、完成された他の国の文章が先行するなどということはなく、自国の文章そのものの述作からはじまった筈だということが想起されてよい。従って、外国のことを記した文章が先行するその文字を用いて、日本の国で「日本のこと」(日本の系譜や歴史など)が記されても、それは、当初、日本語を書記するというようなものではなかったとみてよかろう。たとえば古事記成立時よりも遡ること二四〇余年ほど前の日本文章史における黎明期に記された金石文の文章などがまさにそれにあたると言ってよい。

「日本のこと」が他の国(中国、また朝鮮)のことを記した文字で記されたということを踏まえ、古代日本の書記行為を考えてみるならば、現代に生きる我々としては、ある程度、発想の転換をはかる必要に迫られるのではないかと思われる。[1]

渡来人をも含めて、古代日本人が、日本の系譜や歴史や文化を記そうとするとき、その書記行為は、既に記されたものとして存在する日本語の文字(平仮名など)を用いる現代人の行為とは異な

るものであった。記されるその基になるものがなかったのであり、はじめから漢文の書記様式で記すしかその方途はなかったからである。しかも日常生活のことば(日本語)を記した所謂和文体なるものがない状況にあっては、それ故に、その漢文は、和文体に対する漢文体として自覚されるようなものではなかった、和文対漢文における漢文なのではない。更に言えば、文字を持たない日本の側から言って、中国の古典的な漢文であれ、日本に伝わるのはその書式のものが多かったかと想定はされるが、そればかりでなく、中国の俗文や変文の如き書式であれ、あるいは日本と同じ膠着語をもつ朝鮮を経ることによって生まれた変化した書式であれ、日本に伝わる書式のものは、現代の我々からすれば何種類かに分類できそうなものであっても、漢字・漢文に出合う当初に近ければ近いほど、種々なる文体が出揃いそれに自覚的である後世の人達ほどには厳密なかたちでその違いが認識されるものでもなかったであろうと思考される(このことはあくまで日本の側からの、あるいは渡来人であっても何世か後の者の側からのことであり、初代の渡来人の側からすれば、その書式の違いはそれなりに認識もされていたであろうが)。受け入れる側としては、そうした違いを自覚・認識するよりも、かかる在りよう全体をある程度引っ括めるかたちで先ずは受容したのであろうと思われる。その上、文字を持たなかった日本人は、とりわけ和文体のような無い文体を想起・想定するようなところから物事を考えるのではなくて、全体的に書記とはかくあるものとして受け入れていく面が大きかったかと推定される。

一

いま、語順の問題をとり挙げて言えば、我々は日常の生活のことば(話しことば)と同じ語順で書き表すすべを知っている。そこから生まれる発想を、いま一度原点に立ち返って考え直してみる必要があるのではないか。書記行為において、当時、日本語の話しことばとしての語順からすれば、漢文の語序として倒置と言わざるを得ないものが多かったかとみられるが、まさにその倒置が書記する方式そのものであり、それが言わば唯一の書記手段であったところから出発したのであり、我々としてはそれを追体験しなければなるまい。

書記行為とは別に、話しことばの配列順序は、かなり自由であるが、後世と変わらず漢字伝来当初においても、原則的には主語が述語の前に位置し、修飾語は被修飾語の前に置かれ、殊に目的語は述語の前に現れると想定して誤ることはなかろう。しかも「行かず」「取らず」「来鳴かず」の如く、打消の助動詞ズは、動

詞のあとに位置する語順であったと想定してこれまた誤ることはない。しかし、書記においては、当時、「不行」「不取」「不来鳴」と倒置の形をとることになる。[2]「行かしむ」「取らしむ」の使役の助動詞シムも書記においては「令行」「令取」と倒置の形をとる。こうしたことは、話しことばからすれば、また書記におけるユカズ・ユカシムの語順をこのような片仮名・平仮名で了解している我々からすれば、確かに倒置の形は不自然かも知れない。しかし完成された中国語文から始まった経緯からして、即ち「不行」「令行」の書記しか存在しない状況にあって、それは、不自然であると意識する以前と言ってよかろうか、まさにその書記がすべてなのである。

位相、また用途や書記の目的意識などによって書記様式に差異が認められる金石文や木簡、時代の下る古事記、風土記、また宣命、更に萬葉集など和歌の分野においても、いずれも「不行」「令行」等の書式が一般的である。

(1)(表)辛亥年七月中記。乎獲居臣上祖名意冨比垝、其児多加利足尼、其児名弖巳加利獲居、其児名多加披次獲居、其児名多沙鬼獲居、其児名半弖比

(裏)其児名加差披余、其児名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下。令作此百練利刀、記吾奉事根原也(埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘、四七一年〈雄略一五〉)

(2)治天下獲□□□鹵大王世、奉事典曹人名无利弖、八月中、用大錆釜并四尺廷刀、八十練六十捃、三寸上好□刀、服此刀者長寿、子孫注々得□恩也。不失其所統、作刀者名伊太□、書者張安也(熊本県江田船山古墳出土太刀銘)、

(3)(表)椋直□之我□□稲者馬不得故我反来之故是汝卜部

(裏)自舟人率而可行也。其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家(滋賀県森ノ内遺跡出土木簡、七世紀後半天武朝の頃)

(4)女人先言、不良(古事記、上巻)、未作竟、故、可還(同)、副千五百之黄泉軍令追(同)、欲罷妣国根之堅州国(同)、将罷往之状(同)

(5)是当時、不言常陸(常陸国風土記)、立即可取富豊(同)、急令遂迫(同)、将造給処(出雲国風土記)、汝命之御祖之向壮欲生(同)、被剝名(播磨国風土記)、宜墾此野作田(同)

(6)大八嶋国将知次止(宣命、第一詔、文武天皇)、始今而次々被賜将往物叙止(第二詔、文武天皇)、遠不改常典止(第三詔、元明天皇)、可仕奉姓名賜(第五詔、聖武天皇)

(7)珠曽不レ拾(萬葉集、1・一二)、塩乎令レ満(3・三八八)、吾母将レ通(1・八〇)、未レ渡(2・一一六)、衣応レ惜(1・七五)、妹我可レ悔(3・四三七)

文字が漢字ばかりで記された奈良時代以前から奈良時代末に至るまで、極めて長い年月に亘って、右のごとく「令レ作」「不レ失」「可レ行」等といった書式で記されていく。

付言すれば、人間は文字連鎖を一文字ずつたどるのではなくて、一つのまとまりとして把握する能力を有することからすれば、倒置方式の「令レ作」や「不レ失」・「将二罷往一」等の書式は瞬時にして、失ハズ・作ラシム・マカリユカムの意であることが認識されると言ってよい。それは確かなことであるが、しかし漢字・漢文伝来以前に日本人の手によって文字が発明されておれば、恐らくはその形はとらなかったであろうことなどを想うとき、日本語において、かかる書記が自然であるとはやはり言い難い。

一方、漢字伝来以降、「不レ失」や「令レ作」が定着・固定化し、その形で用いられることにおいて、「不レ失」自体はしかしウシナハズなのかウシナハジ・ウシナハヌ・ウシナハザルなのか、あるいは「令レ作」は活用形としてツクラシムなのかツクラシムル・ツクラシメなのかといったことはある意味でそのまま置き去りになり、結局のところ、文脈などからそれを判断せざるを得ないという宿命を負わされることになるのであろう。

二

従来、和文体と言われてきた上代の文体を、私は、和文体ではなく「倭文体」と称することを提唱したい。

和文(和文体)という名称は、日本語文という意味では上代から近・現代までを通して用いることができる。和文が日本語で記された文章全般を指すとみてよいからである。実際、その意味で使用されることも少なくない。が、一方で、平仮名・片仮名が日本人自らの手で発明されたこともあり、いま、とりあえず手許にある辞典類を繙いてみると、和文を定義して、「基本的に、和語を使用し、平仮名で表記される様式の文章。漢語を混用することもあり、片仮名で表記した事例もないわけではないが、原則的には例外である」「和文が確立したのは、平安中期である。それ以前、日本語の文章は、漢字と漢文とによる方法しかなかった」(『国語学大辞典』塚原鉄雄氏担当)、「中古の女流文学に見られる文章様式をその典型とする。表記面において、平仮名を用い、漢字を用いることはあっても、まれであること、用語面においては、和語(本来の日本語)、特に中古における日常の口語がその中心となっている」(『国語学研究事典』佐藤宣男氏担当)などと一般に説明さ

れるとき、そのことがある程度定着しているだけに、漢字ばかりで記された時代、即ち上代において、和文または和文体なる名称を用いるのは混乱をまねきかけないところもある。しかしながら、とは言え、上代にあっても所謂和文(和文体)に相当する文章は存在するとみてよい。そこで、和文(和文体)に相当する上代の文章を「倭文体」と名付けることにする。その際、単に名称の変更だけではなくて、同じ日本語文であっても、漢字のみを使用するものと、平仮名を使用するものとではそこに差異が認められ、内実から言っても名称を変える方がよかろうと判断される。その差異というのは、平仮名を用いるものにあっては、普通、「失はず・作らしむ」「天下を治む」などと語順が倒置するようなことがないのに対して、漢字ばかりのそれにあっては、右にみるように、「不レ失・令レ作」「治二天下一」などと倒置の語順があり得ることである。この両者(倭文体と和文体)の差は大きいものがあると言ってよい。更に言えば、平仮名・片仮名を用いる和文体にあっては、どう訓むかといったその訓みに異同のあることは基本的にない(漢語を訓よみにするか音よみにするかといった異同はあろうが)のに対して、倒置をもつ漢字ばかりのそれは、前述のごとくウシナハズなのかウシナハジなのかなど訓みが固定的でないという点も大きな差の一つである。

さて、倭文体は、後述する漢字・漢語を訓読することによって生まれるものである。仮名書きのほか、漢字または漢文を訓としてよむことが倭文体であることの条件であり、またその訓読が進むことによって倭文体を書記することが可能となるのである。八世紀初頭の作品はそれを実現し得た時期のものと言ってよい。

変体漢文という名称は、これを用いる人によってその定義は一様でない。ただ、「何々漢文」(変体漢文など)という場合、このように「漢文」をもって括る言い方をする以上は、その文体は漢文体ということになるはずである。[3] 従って、その文章が日本語文(倭文)を志向して記されたものであれば、それを変体漢文と称することは相応しくない。ただし、漢文を志向しながら、漢文への素養の乏しさゆえに漢文の格から離れてしまうもの、あるいは、もともと倭文体の文章があり、それを下敷きとしながら意識的にそれを漢文に書き替えようとするとき、そのために、たとえもとの文体を残してしまう所があるとしても出来上がったものが漢文を目指しているとすれば、それを漢文体の方に所属させて差し支えないであろう。[4] が、そうした事情がはっきりしないもの——木簡や金石文などの中には、短い文で終わっていたり書記意識や意図が分かり難いものがある——については、それを文章様式

としての「何々文体」という中に所属させてしまうのは控えるほうがよいのかも知れない。また、後にも触れることになるが、古事記は、一体、漢文を目指そうとしながらも漢文の格を逸脱した文章なのか、あるいは漢文ではなくて日本語文を目指したものであるが、しかも倒置の語順等が多く内在する文章なのか。その捉え方によって古事記を変体漢文といったように(即ち漢文体の方で)把握してよいかどうかが決まることにもなろう。いずれにしても古事記は、序文を繙くまでもなく、書記意識や意図、文体に対する意識が窺える作品であるとみて誤ることはない。

さて、そこで、いま、「倭文体」を用いて言えば、倭文体である宣命やあるいは萬葉集などの作品において、ヨミの問題をかかえたまま倒置の「不レ失・令レ作」等が持ち込まれていることが留意される。因みに「不レ失・令レ作」のほか、「将レ有」「可レ還」等の付属語のあり方はすべてこれに類することになるが、重要なことは、話しことばとは別に、こうした「不レ失・令レ作」などが倭文体である作品にそのまま用いられていることである。要は、このことは何を意味するか、であろう。これは、書記することにおいて、書記そのものが日本語を形づくっているということではないか。言い換えれば、倒置の形のままで「書記における日本語」としてそれは存在し、そのまま「倭文体」を形づくっているということではないか。こうした把握が従来看過されてきたのではなかったか。

三

漢字が中国語文として存在し、それが先行するために、それをもって「日本のこと」を書記することが日常の話しことばとしての日本語と次元を異にしてたち現れたのだということを、ひき続き、語順の問題のうち、更に目的語と述語の関係を代表させてみていくことにしたい。(6)

目的語と述語との関係は、一般に漢籍・漢訳仏典においては「述語+目的語」または「以+目的語+述語」の如き語順をもって表される。所謂補語も加わると、「述語+目的語+補語」や「述語+補語+目的語」、また「補語+述語+目的語」となるほか、漢訳仏典などでは、目的語が述語の前にくる「目的語+述語+補語」も存するが、(7)こうした一連のものを、最もシンプルな「述語+目的語」の形で示していくことにする。そこで、目的語と述語の関係を日本文章史の黎明期から、もう一度簡単に眺めておきたい。

五世紀の、先の稲荷山古墳出土鉄剣銘(1)をみると、「左三治天下二」、「作三此百練利刀二」、「記三吾奉事根原二」等と倒置方式の

「述語＋目的語」で記されていることが知られる。これをはじめとして、同時期の江田船山古墳出土鉄刀銘(2)も同じく「治二天下一」、「用二大錦釜并四尺廷刀一」、「服二此刀一」等とその形をとる。

(8)癸未年八月日十大王年、男弟王、在二意柴沙加宮一時、斯麻、念二長奉□一。遣二開中費直穢人今州利二人等一、取二白上同二百旱一、所二□此竟一（和歌山県隅田八幡神社蔵人物画像鏡銘、四四三年？〈允恭〉）

(9)法興元三一年歳次二辛巳一十二月、鬼前太后崩。明年正月二二日、上宮法皇枕レ病。（中略）深懐二愁毒一、共相二発願一。仰依二三宝一、当レ造二釈像尺寸王身一。蒙二此願力一、転レ病延レ寿（法隆寺金堂釈迦仏光背銘、六二三年〈推古三一〉）

(10)戊子年十二月十五日、朝風文将二其零済師慧燈一、為二嗽加大臣一誓願敬二造釈迦仏像一以二此願力一、七世四恩、六道四生、俱成二正覚一（法隆寺三尊仏光背銘、六二八年〈推古三六〉）

右のように五世紀の隅田八幡神社蔵人物画像鏡銘(8)の「遣二開中費直穢人今州利二人等一」、「取二白上同二百旱」も同様の形をとる。更に、時代が下り、しかも資料批判に耐え得る七世紀前半の資料を見ても、法隆寺金堂釈迦仏光背銘(9)の「懐二愁毒一」、「当レ造二釈像尺寸王身一」、「蒙二此願力一」等の如く語順はやはり「述語＋目的語」であり、法隆寺三尊仏光背銘(10)の「敬二造釈迦仏像一」、「成二正覚一」も同様の語順である。

六世紀のものは資料自体が乏しい上に、たとえば元興寺露盤銘や道後湯岡碑などは後代のものかと見られるところがあって、従って六世紀のことはもう一つはっきりしたことは言い難い。このあたりの研究はいくつか行われており、最近では、東野治之氏[8]、山口佳紀氏[9]、神野志隆光氏[10]等が積極的に研究を進められ、検証がなされている。因みに、なお元興寺露盤銘でも「大和国天皇、斯帰斯麻宮治二天下一（中略）是以天皇并二大臣一聞食之宣二善哉一則受二仏法一造二立倭国一。然天皇大臣等受二報業一尽（後略）」、宇治橋断碑文でも「浼浼横流、其疾如レ箭、修修征人、停レ騎成レ市、欲レ赴二重深一、人馬亡レ命、従レ古至レ今、莫レ知二杭竿一、世有二釈子一、名曰二道登一、出レ自二山尻、恵満之家一、大化二年、丙午之歳、構二立此橋一（後略）」のごとく倒置の「述語＋目的語」の語順となっている。

それにしても五世紀及び七世紀という、古事記成立時より以前をみても、極めて長い期間に亘って、日本の国において日本の出来事を書記した資料（書記が渡来人であろうかとみられるものも含んで）がいずれも倒置方式の「述語＋目的語」をとっていることは注意される。この在りようは、日本のことを記すにはこの形がほとんど自明のこととしてあり、それがまた定着していくことを示

すと共に、そうした語順に則るのだという規範性もそこには自ずと生まれていくことになると見てよかろうか。

四

一体、漢字伝来当初、その漢字が中国語を書記するものであり、さらには日本語をも書記できるものだと認識するに至るまでには相当の期間を要したことは言うまでもない。[11] 中国古代の「王莽鏡」に倣った奈良県北葛城郡広陵町の新山古墳（四世紀後半）出土の「方格規矩四神鏡」は十二支の文字を記すけれども、その中に文様のようになったものが存するのは、その間の事情をもっともよく窺わせる一例である。

古代日本人が漢字・漢文を習得していく過程で、渡来人の貢献は大きいものがあったであろう。『日本書紀』雄略天皇条の七年是歳に「天皇、大伴大連室屋に詔して、東漢直掬に命せて、新漢陶部高貴・鞍部堅貴・画部因斯羅我・錦部定安那錦・訳語卯安那等を以ちて、上桃原・下桃原・真神原の三所に遷し居らしむ」、また、「十四年の春正月の丙寅の朔にして戊寅に、身狭村主青等、呉国使と共に、呉の献れる手末の才伎、漢織・呉織と衣縫の兄媛・弟媛等を将て、住吉津に泊つ」等と、大陸から「今来の才伎」と称される陶器製造などの工芸技術者と共に「通訳」が多数渡って来たことが窺える記事もその辺りのことを示す事例である。

漢字伝来当初の日本人にもバイリンガルな人もいたかも知れないが、実際は中国や朝鮮から渡来したバイリンガルな人達によって、中国語文や中国の作品の内容が古代人に伝達されたのであろう。先に書記のことを述べたが、そうした中国の作品の内容等については、当初、その文章は逐語訳的にあるいは大意をとって意訳的にバイリンガルな人自らの頭の中で訳され、それが口頭で伝えられることもあったかと推察もされる。あるいは作品の一部など、文字で翻訳するようなことがあれば、日本語の文字がなく、また、なお訓読も進んでいない段階ではどのような伝達の方法があったかを推し量るのはむずかしく、またその一方で色々と想定もできようが、そうした中で、意訳などして、日本語の音形に近い漢字の字音を利用した仮名書きで翻訳することも考えられなくはない。しかしそもそも古代人がその漢字の機能やシステムを理解していない限りは、字音仮名であれ書記したものが古代人にそのまま理解され了解されることは困難であり、その字音仮名も結局のところ再びバイリンガルな人によって音読され、日本人の聴覚に訴えるといった方法あたりがとられたということになるのかも知れない。古く仮りに書記による翻訳があったとしてもそのように口頭の助けが必要であり、しかし果してそうした書記が実際

に行われたかどうかは分からない。それよりも、いつ頃のことかこれまたよくは分からないところがあるが、次第にバイリンガルな人達によって、「漢文」（完成された文章等）を訓読するという行為がなされていくのだと捉えてよかろう。[12] その場合、漢字の訓読と漢文の訓読が考えられるが、漢字の訓読と言っても、個々の漢字にはじめから日本語一つが固定的に対応するというものでもなく、多くは漢字の連なりに日本語をある程度対応させ、それが積み重ねられることによって、漢字毎にその字義に相当する日本語の音形態が定まっていき、その両者が結合し文脈を離れてもその漢字に結び得るだけのものが形成されて、ここに所謂「訓」の誕生をみることになると言ってよい。なお、訓の定着・固定化には遅速があるというべく、基本的な語には早くからの定着もあったかと考えられる。[13]

そこで、倒置方式の「治天下」を例にとって言えば、「治天下」も訓読という行為によって、「天下ヲ治ム」（天下はアメノシタと訓読されたか）などと訓まれることにもなる。その場合、訓読という行為に伴って、倒置の「治天下」という書記の形に、たとえば助詞や動詞活用語尾を添えて「治二牟天下乎一」などといった書式が生まれる可能性もなくはない――ただし、「治牟天下乎」などでは文として統御・統制がとり難くなるということもあろうか。が、もとよりそれがそれなりにシステム化するならば、このあと見るように、その書式の可能性もなくはない――。がしかし、「治牟天下乎」などは早くから生まれることはなかったかのではないかと推察もされる。その場合、訓読がはじまる時期が問題であるが、それと共に、訓読行為が、いかなる形で書記に反映されるかといった問題もあると言わねばならず、現存する資料から推して言えば、訓読の行為はあっても「治天下」といった倒置などはそのままの形で行われ、それが長年に亘って用いられ、そのかたちのままに固定化され定着していくことになったのであろうと見通すことができる。ということであればしかし、それが天下ヲ治ムなのか、天下ヲバ治ム・天下コソ治メか、あるいは天下ヲ治メキか天下ヲ治メタリなのかといった、一つひとつのヨミについては書記された「治天下」からは断念せざるを得ず、およそ文脈からの把握に委ねられることになるという次第であろう。ここに、「治天下」などは文意は理解できても、正確にはヨメないということが起こり得る。亀井孝が「古事記はよめるか」[14]と問いかけた課題のひとつの、本質的なところが、ここに内在していると言うべきであろう。

なお、次のことを付言しておきたい。漢文の訓読というものは、右に触れるように、古く奈良時代またはそれ以前から行われたで

あろうと考えられるが、訓点の記入は、現在知られるところでは奈良時代の極く末期頃から現れ、盛んになるのは平安朝に入ってからである。その当時、それは訓み下し文の形で現れるのではなく、漢文に訓点を書き加えるというかたちをとった。所謂訓点本として存するのがそれである。現存最古の年紀をもつ訓点本は大東急記念文庫蔵本『華厳刊定記巻第五』の一巻、延暦七年(七八八)点である。ただし、それは句切点と返点のみであり、仮名の使用はそれよりも時期が降ることになる。一方、漢文に訓点を記入する体裁を模した形で、倒置方式を含む漢文に、送り仮名式に付属語などが施されるものも現れた。東大寺諷誦文稿がその早い例である。

(11)修二弓丈功徳一之、自然生二善十所尓丈一
見レ弓丈貧一宣二弓我子一救済給布。見レ弓丈賤一宣二弓我ヅ父ト一
哀愍云。

しかし、これは、延暦一五年(七九六)以降、天長(八二四〜八三四)までの間の成立かとみられる。時代が下るほど書式も多様化し多彩となるが、そうした中で、漢文の倒置方式そのものに「治牟天下乎」の如き送り仮名式に付属語を用いることが行われていったとみてよい。が、この体裁が生まれるのも、おそらく漢文に訓点を記入するといった加点の体裁が前提としてあるとみてよく、従って未だ訓点の記入の見られない古事記成立時以前には、一般的に言って倒置のままの「治牟天下乎」や「治牟天下乎」といった書式が行われたか、疑わしいと言わねばなるまい。

五

東大寺諷誦文稿にみるような、古事記成立以降に生まれたと考えられる書式も少なくないが、一方、古事記成立以前に既にいくつかの書式が生まれていることにも注目しなければならない。日本語の語順に従って訓字をそのままの順序に並べるかたちも古事記成立以前に生まれた書式の一つである。「群馬県上野国山名村碑文」がその一例である。白鳳九年(六八一)頃かと言われるものである。

(12)辛巳歳集月三日記、佐野三家定賜健守命孫黒売刀自、此新
川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒長利僧、母為記定文也、
放光寺僧

倒置方式をもつことなく、日本語語順で書記されたものである。また近年多くの出土をみる木簡等にも、「述語＋目的語」といった倒置語順のものもある一方で、先の滋賀県森ノ内遺跡出土木簡の「舟人率」のように倒置方式ではない「目的語＋述語」がみられる。この木簡はおよそ七世紀後半天武朝のものである。[15] 更に

「以大命符　牟射・広足等(中略)山方王白褥取而進出　珎努若翁御下裳代納辛櫃皆進出」、「以大命宣　黄文万呂・国足　朱沙矣価計而進出　別采色入筥今…」(以上、『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)――長屋王家木簡一――』)などと、同じく倒置方式ではない書式が存在するようになる。

しかし、留意しておかねばならないことは、こうした書式(日本語語順)が倒置の書式よりも先行することはないという点である。先行することのない理由としては、書記における書式と言えば、前述のごとく、まずは倒置方式のものからはじまったことに拠る、と受け止めてよいであろう。

漢籍そのものの伝来や漢籍に対する訓読のこともあるが、それとはまた別に、まさに「日本のこと」を日本の国で記したかかる倒置方式が、極めて長い期間行われるに至った。日本の系譜や歴史でありながらもそうした倒置の書式の長い経過があって、しかも次第にそれに慣れていき、更に習熟することがあってはじめて次の段階へと進み、新たな書式・文体の誕生があると言うべきであろう。また、書記における馴致・習慣といった期間を経て新たな文体が生まれる段階に入ると、機が熟するといってよいか、意識的に、あるいはそれほど自覚的でないものをも含めて、短期間のうちに種々なる書式・文体が生まれ開花することにもなるとみてよい。

倒置の書式に対して、右のごとき経過を経てあらたに開花する書式としては、訓字ばかりを話しことばに合わせて並べるものが存するだけでなく、一方で、話しことばとしてあり得る付属語の助詞や助動詞等を表記する書式も起こり得た(その書式も結果として話しことば通りにはならないのであるが)。「天下治」のほか、「天下乎治」(天下乎治)や「天下乎治岐」(天下乎治岐)等の書式の拡がりをみせることになる。ここに、所謂宣命書きの誕生をもみることになるわけである(以下、しばらく「宣命書き」「宣命体」を用いるが、それらは、結局のところ、後述するように訓字主体表記の中に含まれるものである)。それは、古事記成立以前のことであった。

(13)□御命受止食国々内憂白
　□止詔大□□乎諸聞食止詔(『藤原宮跡出土木簡概報』)

(14)卿等前恐々謹解□□
　卿尓受給請欲止申(『藤原宮木簡』一号)

かかる例が宣命書きである。あるいは「□御調矣本為而私部政負故沽支」(『伊場遺跡木簡』八四)も「御調を本として、私部政負ふが故に沽りき」と訓めるならば宣命書きと言えよう。この木簡には「乙酉年」の記載があり、この年は天武天皇十三年(六八四)に当たるものである。

六

書記・表記との関わりでみておかねばならないのは、敬語表現である。日本語の大きな特色の一つに、敬語表現（待遇表現も含む）がある。日本語の場合、敬意の程度を表す要素が、中国語等に比べて極めて高く、それが語の中に不可分な形で存在するからである。体言に関して言えば、語自体が敬意を内包するものが少なくなく、また敬意をもつ接頭語や接尾語が付くものも多い。また動詞で言えば、同じく語自体に敬意を含む敬語動詞や、それを補助動詞化して用いるものも広く行われる。このように、中国語文即ち漢文には認め難い敬語表現が、日本において存在する。その表現は既に古事記成立以前の文章に現れている。漢文に介入しやすい日本語的な要素は、先ずはこうした敬語表現であったかと受け止められる。六〇七年（推古一五）または六六七年（天智六）かとみられる法隆寺金堂薬師仏光背銘に、

(15)池邊大宮治二天下一天皇、大御身労賜時、歳次二丙午一年、召二於大王天皇與二太子一而誓願賜我大御病太平欲坐故、將造レ寺薬師像作仕奉詔。然當時、崩賜造不レ堪、小治田大宮治二天下一大王天皇及二東宮聖王一、大命受賜而歳次二丁卯一年仕奉。

などと認められるのがそれであり、注目される。

ただ、これまたかかる敬意を含む書式が漢字伝来当初に確たる位置を占めて現れるかと言えばそうではない。日本語の話しことばとしては敬意が単語に不可分な形で存在しても、話しことばとは別に、「日本のこと」を書記する方策は、前述の通り、本来、所謂漢文しかなかったのであり、書記のすべてはそこから始まった経緯があるからである。

さて、しかしこうして見てくると、古事記成立時までには既に色んな書記様式が行われていたことが知られる。古事記は、従ってそうした書式の在りようの中で選択肢があった[16]と言うべく、如何なる書式で記すかを選び得る状況にあった訳である。たとえば、あるいは古事記三巻を、書式として、既に存在する宣命書きで統一的に記そうとするならばそれも可能であったはずではある。現に第一詔の文武天皇〈六九七年〉の宣命はその書式で全編通している（この宣命の書式は実際は後世の『続日本紀』でしか知ることができない訳だが、近年の出土木簡の状況に鑑みても、文武天皇当時のそれとみて大きくは誤らないであろう）。古事記の中にも現に、「酔而吐散登許曽」（上巻）、「八拳垂摩弖焼挙」（同）、「不平坐良志」（中巻）、「天皇坐那理」（同）の如くかかる宣命書きの箇所が存在する。そのとき、それでは、古事記はなぜ三巻通してその書式で統一しなかったのか。そのことが問題となるのではあろうが、恐

らくそれは古事記筆録者のとり得る書式選択のうちに属する問題としてあり、可能ではあってもそれを採用しなかったということによるのであろう。すべてをそうした体裁にするのではなくて、付属語の中でもたとえばコソやラシなど、とくに必要なものをある程度限定して仮名書きにするという方策がとられたとみてよい。

宣命は、天皇が臣下に詔をくだすといったそれなりに形式の決まったものであり、また、詔自体、ことばの細部にわたっても正確さが要求されるものであるゆえに、宣命書きという統一的な書式で記し得た、または記すべきであったのに対して、古事記は系譜あり、神話あり、歴史・文学の内容ありと様々であって、一般論から言っても、それに見合うだけの書記があるということでもあろう。

なお、古事記の在りようが、音訓交用表記あり訓字表記ありと一定していないこともあって、文体が稚拙であり文体に対する意識も未だ低いのではないかといった見方もなくはない。が、そうとばかりは言えず、否、むしろ古事記は古事記なりにとった選択的な結果による文体であると受け止めてよい。[17] それはある意味で「古事記体」と称してもよい。吾妻鏡の作品に顕著だとして、「東鑑体」と称されるように、「古事記体」と言ってもよい文体である。この「古事記体」はその後、そのまま受け継がれるわけではない(後述)が、出雲国風土記、播磨国風土記、更には記録体などが生まれ、続いていくことになる。

更に、また別の視点から言えば、所謂宣命体と言われる宣命などは、ある意味で整備された倭文体である。同じ倭文体であっても、書式は整備もされるものであろう。が、かと言って、整備された倭文体をもとに、つまり所謂宣命体(宣命)などのようなものを基準にして、整備されていないものについて、それは倭文体ではないとか不備だとかいう見方をするのはいかがなものか。古事記のごとき記し方は、かかる意味での整備はなされていない。が、そうはなっていなくてもその時点(古事記成立時)で日本語文を目指していることに変わりがないとすれば、事実、日本語文を志向しているとみてよいと考えられるが、そのことにおいてそれは倭文体なのである。整備されたものや後のものなどを基準にして不備などを論うよりもむしろ、こうした書式・文体を考える場合に大切なことは、時代を逆行したりして物事を考えるのではなくて、出来あがったその時点においてその文体がいかなるものとして存在するか、いかなる意味をもつかをまずは中心に見据えていくべきである。[18]

古事記は古事記として日本語文を目指している以上、それはその時点における倭文体なのだということを見届ける必要がある。

さて、古事記序文では、撰録時からみて、「上古の時」に文章詞句を書きあらわすことの困難さを記した上で、古事記の書記上の工夫を述べている。[19]

上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於ては即ち難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以て連ねたるは、事の趣更に長し。是を以て、今、或るは一句の中に、音と訓とを交へ用ゐつ。或るは一事の内に、全く訓を以て録しつ。

ここで、注意されるのは、漢字を用いていかに日本語を書記するかに腐心していることであり、また、いくつか書式の選択肢が存在したことが窺えることである。とりわけ、「已に訓に因りて述べたるは」と「訓」を用い、「全く音を以て連ねたる」ことに言及するが、そうした一連の中に「音と訓とを交へ用ゐ」、「全く訓を以て録しつ」があることをよみとらねばなるまい。その場合の「訓」には当然、所謂倒置方式のそれも含まれる。その倒置も、更に後述するように、漢文として発想されているものではないことを見通さねばなるまい。

なお、記中には、「述語＋目的語」のような倒置ではなく、日本語の話しことばの語順に従って訓字をそのままに並べる書式もあることはある。「弓腹振立而」（上巻）、「美蕃登見炙而」（同）、「種々味物取出而」（同）の如きがそれである。実際、古事記成立時までにもこの書式の存在は確認された（前述）が、それではなぜ三巻通してかかる書式で統一しなかったかが、やはり問われよう。統一する可能性もなくはない中で、これもまた選択の問題としてあったと言ってよい。[20]

散文において、新たに行われるに至った訓字での日本語的な語順の書式をみると、それらはなお日常的で実用的な場で使用されることの方が多かったように見受けられる。先にみる木簡の例などがそれである。対して、撰録された古事記などは、その編纂及び書記がいつ頃から始まったかの問題もあるが、[21]そうした新たに生まれた日常的で実用的な書式よりも、あるいはそれら日常的なものを高める形で生まれたというよりも、それまで長く培われてきた、その意味での規範的な書式の方（倒置方式など）がより多く採用されたと把握できようか（勿論、古事記中に木簡のごとき日常的な書式も散見されるが）。倒置方式の方を採択したことは、あるいは一方で、訓字が日本語的な語順で並ぶものよりも、既に意味の切れ続きが解しやすいものになっていたということとも繋がるかも知れない。

七世紀末あたりからの時点において、共時的にいくつかの文章様式が存在し文体の種類も拡がりをみせる中で、位相や用途、書

記目的の相違によって、古事記をはじめとしてそれぞれの文書・作品はそれに適った書式を採用したとみられ、書式は棲み分けられていたと受け止めることができよう。

七

訓字を話しことばの語順に並べて記したり、自立語を訓字で、付属語を萬葉仮名で記す宣命書きの書式が生まれたりする段階で、自覚的に、倒置方式のものは漢文であるとの認識があらたに生まれることもあったかと考えられる。確かにそうしたことも考えられる一方で、また、勿論漢文を目指して書記される倒置方式のものはあくまで漢文であるが、その一方で、和文式がない段階から、従って漢文式などといった認識もさしてない時点から、倒置方式が話しことばとは異なるものとして「日本のこと」を記す典型的なあり方として存在し、それが長い歴史の中にあってみれば、それ故に、その後に文体に対する自覚と内省によって意識的に日本語文が書記されるようになっても、倒置方式の語順のものは一方に漢文として把握されるそれと、そうではない「書記における日本語」として把握されるそれとが形づくられることになったとみてよかろうか。しかし、どちらも漢字でしか表しようがなく、且つ同じ倒置方式で表れるゆえに、現代に生きる我々としては、その両者を同一視してしまっているところがあるのではないか。[22]

漢籍を訓読することも然ることながら、それとは別に、そもそも「日本のこと」を日本において所謂漢文で記す場合、記される内容が日本の系譜や歴史などであるだけに、長い年月を経ることによってその書式が「書記における日本語」を形づくりやすい面があったと言ってよかろう。[23] 言い換えれば、「日本のこと」が倒置方式として記されるその書式のものに訓読がなされ、「訓」というものが固定されるに至ると、もともと日本語を記した文章そのものがなかったわけだから、その倒置方式のものが「書記における日本語」を形づくっていくことにもなるとみてよい。

萬葉集の歌は漢文ではなく日本語を書記したものであることを疑う人はいないが、そこに記された訓字において、たとえば、「妹も我も　清の川の　川岸の　妹が悔ゆべき　心者不レ持」(3・四三七)のモタジ(持たじ)などは一般に「持不」とはならず、また「不二相念一　人を思ふは　大寺の　餓鬼の後に　額つくごとし」(4・六〇八)のアヒオモハヌ(相念はぬ)も「相念不」などとはならないで、「不持」や「不相念」と倒置で記される。その場合、この部分だけがそれでは漢文なのかと言えばそうではない。一首全体は日本語を目指して書記されており、書記することにおいてこれら「不持」や「不相念」は日本語なのである。即ち、こ

れらは倒置であっても「書記における日本語」としてある典型的な事例とみなしてよい。更に、萬葉集中、こうした付属語の倒置ではなくて、多くはないが自立語においても、「飲レ酒而」（3・三五〇）、「及レ家左右」（6・九七九）、「待レ君登」（8・一五二八）、「除レ雪而」（10・一八四二）、「指二春日一而」（10・一九五九）、「擇二月日一」（10・二〇六六）、「開レ戸手」（13・三三二一）、「向レ月而」（19・四一七七）の如き倒置をみる。集中、自立語の倒置が多くないのはそれなりに注意されるが、しかし平安朝以降では考えられないこうした倒置書式が和歌に存することの意味は十分に考えておかねばなるまい。漢字専用時代の在りようを現代の我々の認識で規定してしまえないことをこれらは示唆するものである。同じことは宣命にも言える。付属語の倒置（前述）があるほかに、「告二謀叛一」（第十八詔）、「勘レ法尓」（第十九詔）、「去レ禍蒙レ福麻久」（第二十五詔）、「傾二奉朝庭一乱二国家一弖岐良比給弖之」（第四十三詔）、「悟二此意一弖其人等乃和美安美」（第五十六詔）と言った自立語の倒置をもつのがそれである。

日本書紀は、基本的に固有名詞の枠を越えて仮名書きや音訓交用をもつことはない。対して、古事記には固有名詞の箇所以外にまで仮名書きをもつ音訓交用が少なからず存在する。そこで改めて問われるのは、右に倒置方式の語順も「書記における日本語」を形づくっていたことを述べたが、その場合、漢文としてのそれと、日本語文としてのそれとの違いを我々としてはどのように識別したらよいか、あるいはどのように識別できるかが問題となる。いま、代表的な作品である日本書紀と古事記とを対比して言えば、日本書紀の倒置方式のものは漢文としてあり、古事記の倒置方式のものは「書記における日本語」としてあると捉えてよいかと考えられる。[24] 日本書紀の場合は、大局的にみて漢文と捉えてよい[25]が、問題は古事記の場合である。

古事記という一作品において、三巻のうち、仮りに上巻は音訓交用や日本語的な語順で訓字を並べる書式がとられ、中・下巻では倒置方式の書式ばかりがとられるといった体裁であるならば、上巻は日本語文を目指し、中・下巻は漢文を目指した作品と把握することもできよう。しかし古事記のあり方はそうではない。

(16)離二田之阿一、埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾我那勢之命、為レ如レ此登詔雖レ直、猶其悪態不レ止而轉（上巻）

これは、天照大御神と須佐之男命の誓約のあと、女性を生んだ須佐之男命が勝さびに乗じてとった悪しき態に対して天照大御神が詔り直しを行った条の一文である。古事記は基本的にここに示すような書式の体裁をとっている。即ち巻によって異なるという

巻々の単位などではなくて、まさに一文の中に音訓交用あり、倒置方式ありという在りようである。具体的には「阿多良斯登許曾」という仮名書きや、「田之阿」「我那勢之命」という音訓交用、また「地矣阿多良斯登許曾我那勢之命」の音訓交用、更に「離二――一」「埋レ溝」「為レ如レ此」「不レ止」という倒置方式のものが、そのまま一文の中に存在するのである。その場合、従来、どちらかと言えば、仮名書きの所は仮名書きの所で、また訓字の所は訓字の所というように別々に分析し議論することが多かったのであるが、そうした個別的な考察、これも大切ではあるが、より重要なことは、こうした一文全体のあり方が何を意味するかであり、そのあり方が結局は古事記の文体を形成しているということの認識・把握であろうと思われる。確かに個々の要素としてみるときは一文中の日本語文のなかに漢文式のもの(倒置方式のそれ)が嵌め込まれているといった見方が可能かも知れない。しかし、倒置とは言え、「離二田之阿一」の「阿」は日本語であり、また「詔雖レ直」も古典漢文では「雖二詔直一」などとあるべき所である。漢文式の嵌め込み・埋め込みとみるよりもこの一文をいかように捉え得るかである。

また、次の点も同様に考えてよかろう。

(17)不レ治二所レ命之国一而、八拳須至二于心前一、啼伊佐知伎也(上巻)

これは、須佐之男命が伊耶那岐命に海原を治めるように委任されるが、治めないで大人になるまで(髭が胸に至るまで)啼泣していたという箇所である。ここも倒置方式と仮名書きとを一文中に持つのであるが、それと共に注意されるのが「啼伊佐知伎也」と「也」が記されることである。[26] ここはナキイサチキと訓む所であって、「也」は不読の助字ということになる。こうした文末の助字は漢文(漢籍)に多用される。漢文に存在する助字ゆえに、従って古事記のそれも漢文ということになるのかどうか。即ち「啼伊佐知伎」は日本語文を志向し「也」は漢文を志向している、というように別々に捉えてよいかである。

(18)今夜の暁ぐたち鳴く鶴の思ひは過ぎず恋許増益也(10・二二六九)

(19)秋萩の恋も尽きねばさ雄鹿の声い継ぎい継ぎ恋許増益焉(10・二一四五)

(20)〜若草の　その夫の子は　さぶしみか　思ひて寝らむ　悔しみか　思ひ恋ふらむ　時ならず　過ぎにし児らが　朝露乃如也　夕霧乃如也(2・二一七)

(21)大君の三笠の山の帯にせる細谷川の音乃清也(7・一一〇二)

(22)夕に逢ひて朝面なみ名張野の萩は散りにき黄葉早続也
（8・一五三六）

萬葉集においても、右の如く不読の助字としての使用をみる。結局のところ、こうした助字も「書記における日本語」としてある、倭文体としてあるとみてよいであろう。なお、かかる助字は萬葉集に少なく、より古事記に多いといったことがある。が、そのこと自体、その量的なこと自体が問題なのではないであろう。話しことばを記すことなどないところからはじまった書記ゆえに、助字そのものも「書記における日本語」となるのであり、それを多用するかどうかはそれぞれに選択に属する問題ということでもあるからである。[27]

先にみる倒置方式のあり方も萬葉集に認められ、しかしそれは古事記と比較すればその数量は少なかった。いまの助字の場合も同様のことが言えるが、これらのことを文体のレベルで捉えるとき、萬葉集も古事記もどちらも漢文を書記しようとはしていないことにおいて(古事記があくまで漢文を書記しようとする作品であるということであれば話は別であるが)、萬葉集と古事記との差は量の多寡の問題であって、質の問題・質の違いとして把握されるべきものでもないと言うべきであろう。

そもそも現在、我々が文章を記す場合に、即ち漢字仮名交り文を記す場合に、訓まないものを書記するなどということは基本的にあり得ない。そうした我々のもっている常識的な目からみるのではなくて、つまり後の時代から判断して、日本語文を記すにあたって訓まないものは余分なものであるとかそうしたものが存在する以上はそれは日本語文ではないといった捉え方をするのではなく、書記が行われてきたその段階を踏まえ、その経過に沿って眺めることが求められるのであろう。

更に言えば、古事記には「於是・是以・故・故尓」といった接続詞等が少なくない。日常の話しことばにおいて、こうした接続詞がこれほどまでに多用された(あるいはこうした接続詞のいくつかは話しことばにあったかどうか疑わしい)か甚だ疑問である。そのことをも含めて、しかしこれらは「書記における日本語」なのである。話しことばをそのまま書記することがなかったのだから。

古事記を眺めるとき、以上をまとめて言えば、一文のうち、音訓交用や仮名書きの部分は日本語文が目指され、倒置方式や漢文の助けとなる助字の部分などは漢文が目指されているといったようなバラバラな捉え方でよいか、である。作品の目的意識において、一文、文章、更には古事記全体がどのような書記様式であるか、何を目的として記述されているかを見定めることが肝要である。一文の中の個別的な要素よりも、そうした全体的な言語様式

に対するとり組み方が問われるべきである。

宣長(古事記伝)が、「いはゆる助字の類、記中用ひざま種々あり、或はたゞ漢文の方の助に置るのみにて、古語には関らぬもあり、或は漢文の方にはかゝはらずして、古語の方に用ひたるもあり、或は漢文のかたにて置るが、やがて古語にかなへるもあり、いづれも〳〵よのつねに漢籍にて読とは、異なることおほし」(訓法の事)と述べ、また「序に、全以レ音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交二用音訓一、或一事之内、全以レ訓録、とあるをもて見れば、全く仮名書の如くにもせまほしく思はれけむ、撰者の本意しられたり、故大体は漢文のさまなれども、又ひたぶるの漢文にもあらず、種々のかきざま有て、或は仮名書の所も多し、(用例略、以下同じ)又宣命書の如くなるところもあり、(略)又漢文ながら、古語格ともはら同じきこともあり、(略)又漢文に引れて、古語のさまにたがへる所も、をり〳〵は無きにあらず、(略)此類心をつくべきことなり、よくせずば漢文に惑ひぬべし、又懐妊臨レ産、或は不レ得レ成レ婚、或は足レ示二後世一、或は不レ得レ忍二其兄一などの類は、ひたぶるの漢文にして、さらに古語にかなはず、但かくさまの文といへども、ことさらに好みてにはあらざるめれど、当時物書には、なべて漢文のみになれぬるから、とりはづしては、おのづからかゝることも雑れるなりべし」(文体の事)と述べるが、宣長のいう在りようを全体としていかように把握するかが肝心なことなのである。日本での文章の歴史的経緯からして、「漢文の方の助に置る」や「漢文に引れて、古語のさまにたがへる所」というのも、八世紀初頭にあって、確かに或る作品それ自体が漢文を志向しておればそれらは漢文としてのそれであるが、古事記のように日本語文を目指しているもの(漢字を訓として使用し、仮名書きを用いる等々のあり方。この後の八節でも更に論述)においてはそれらはまさに日本語文(「書記における日本語」)の中にあるものだと捉えてよいであろう。

八

古事記において、倒置方式等によりながらもそれが所謂漢文を目指そうとしたものではないことについて、別の観点からもう少し眺めておくことにする。

(23)高御巣日神之子、思金神令レ思而(上巻)

(24)故、率二遊其御子一之状者(中巻)

かかる「令レ思」や「率二遊其御子一」等の倒置が、そもそも古事記という一つの作品において、漢文を志向したものかどうかが大きな焦点になる訳だが、それを考える際、同じ倒置であっても次に示すような書式が古事記内に表れることに目を向ける必要があ

る。

(25)取二天香山之天之波々迦一而、令二占合麻迦那波一而(上巻)

傍線部は、使役の助動詞シムが「令」で記され、倒置方式をとっているものである。しかし「令」が倒置であっても、そもそも漢文では「令」の下に萬葉仮名でのマカナハなどが位置するようなことはあり得ることではない。しかもマカナフが「令」に続くために動詞未然形マカナハの形で据えられることは、ここが日本語として意識されていることを示すものだと言ってよい。萬葉集にも、先の「不持」「不相念」と同じように、「我が岡の　おかみに言ひて　令レ落　雪の摧けし　そこに散りけむ」(2・一〇四)、「海神は　奇しきものか　淡路島　中に立て置きて　白波を　伊予に廻ほし　居待月　明石の門ゆは　夕されば　塩乎令レ満　明けされば　塩乎令レ干　〜」(3・三八八)などとみられる通り「令レ□」(倒置)であって、古事記の当該例が「麻迦那波令」とはならず「令二――一」とあるのは、この書式がまさに「書記における日本語」を形づくっているからだと言ってよい。

その点、助動詞シムが「令」ではなく、萬葉仮名で記されることも古事記においてあり得てよい。実際、「令レ見」などに対して、「見志米岐」(下巻)が存在する。また、同じ助動詞(シム)ではないが、「不二――一」や「将二――一」と倒置方式でも記されるものがある一方で、「真言登波受」(中巻)や「真事登波牟」(同)等と助動詞(ズ・ム)が萬葉仮名で記される例も存する。結局のところ、「令レ□」や「志米岐」、「不二――一」「将二――一」や「受」「牟」などの書き方が古事記に自由に存するのは、一方が漢文であり、もう一方が日本語文であるというようなものではなくて、両者を含む全体が「書記における日本語」としてあるということなのである。

ただ、「令二占合麻迦那波一而」の「令二――一」などについてなお付言すれば、「麻迦那波」は確かに日本語であるが、「令」はあくまで漢文の様式に則って倒置するのであり、この倒置の部分を「書記における日本語」とみるのは如何かとする考えもあるかも知れない。が、その点、次の事例も参照されねばならない。

(26)於是、建内宿祢大臣白、恐。我天皇、猶阿二蘇婆勢其大御琴一。(中巻)

「大御琴」は訓字であるが、しかも敬意をもつ接頭語「大御」が用いられることにおいて漢文としてのそれではないと言えるが、更に、倒置する箇所自体が訓字ではなく、「阿蘇婆勢」と萬葉仮名であることが注目される。「宇二羅宜是所レ獻之大御酒一」(中巻)なども同様の例である。形式は倒置方式をとりながらも倒置が漢文そのものでないことをこれらは如実に示しているとみてよい。

繰り返しまとめて言えば、日本において、倒置方式が「日本のこと」を記すのに永い歴史の中で既に定着していること、また古事記中、倒置と言っても右の如き体裁のものが自由にとり入れられている事実を眺めるとき、古事記の全体的な書式は、目的意識として漢文が目指されているのではないと捉えられること、とりわけ倒置方式を含みながらも、仮名書きを含む音訓交用が同じ文中に自由に用いられる在りようが最も留意されることであり、こうしたあり方からして、古事記の言語様式が全体として「書記における日本語」即ち倒文体を形づくっているとみて誤まることはなかろうと判断される、ということである。

九

上代の作品(文献)を中心に文体を考えると、[28]およそ大きく漢文体と倒文体に分けることができる。ただし、漢文体・倒文体と言っても、前にも触れるところがあった(注(4))が、両者が截然と分断されてしまうものではない点、また倒文体を以下に下位分類するが、その分類のものも、その境界は明瞭ではなく、傾斜をもって繋がる面があるということを断っておきたい。

漢文体としては、大まかに言って、日本書紀本文、萬葉集題詞・左注、常陸国風土記などがそれにあたる。倒文体は、更にこれを文脈分類上の概念からして二つの書式に分けることが可能である。倒置方式と日本語語順方式である。このうち、日本語語順方式について言えば、これを更に表記分類上から、訓字表記と萬葉仮名表記に分けることができる。文脈分類上から言って、萬葉仮名表記は倒置方式をとることはなく、対して、訓字表記の場合には、倒置方式のものとそうでないものとが存すると言える。なお、表記の分類において、その表記は文脈分類とは別レベルであるが、表記のレベルからして一文(歌一首)や文章・作品(歌集)を眺めるとき、訓字表記と共に訓字主体表記もあるので、訓字表記という中に訓字主体表記をも含めることにし、一方、萬葉仮名表記と共に萬葉仮名主体表記もあるので、萬葉仮名表記という中に萬葉仮名主体表記をも含めることにする。

さて、古事記本文は、訓字表記や萬葉仮名表記の日本語語順方式と、倒置方式との書式を備えた倒文体であると認められる(なお、古事記は、歌謡を別にして、倒置方式が主となっており、また、倒文体は和文体に比して倒置を持つことに特色を見出すことができることからして、倒置方式と日本語語順方式とを合わせて、倒置含有方式と称することができよう)。風土記のうち、常陸国風土記は漢文体であるが、出雲国風土記・播磨国風土記などは倒文体とみてよく、古事記に準じた書式であると言える。ただし、固有名詞以外

の萬葉仮名表記は古事記よりも少なくなっている。

萬葉集歌も文体から言って倭文体であり、基本的に日本語語順方式である。ただし、訓字表記のうち、付属語のそれは「不レ□」、「令レ□」の如く倒置であり、またそれほど多くはないものの、付属語以外での倒置もあった。よって萬葉集は全体から言えば日本語語順方式であるが、中には倒置方式をも有するということになろう。萬葉集の場合、一首一首も一つの作品であると共に、それらの全体としての萬葉集歌もまた一つの大きな作品である。一つひとつの歌をみると、訓字表記の中でも、

(27)春楊　葛山　發雲　立座　妹念(11・二四五二、人麻呂歌集略体歌)

のようにいずれも訓字で記されるものから、

(28)金風　山吹瀬乃　響苗　天雲翔　雁相鴨(9・一七〇〇、人麻呂歌集非略体歌)

(29)白浪乃　濱松之枝乃　手向草　幾代左右二賀　年乃経去良武(1・三四)

のように、自立語を訓字で、付属語を萬葉仮名で、またその付属語の表記にも多寡があるといった如くかなりな幅がある。萬葉仮名表記もまた同様に幅がある。一方、萬葉集全体をみると、巻毎でおおむね訓字表記(訓字主体表記を含む)と萬葉仮名表記(萬葉仮名主体表記)とに分かれる。前者は巻一～四、巻六～十三、巻十六であり、後者は巻五・十四・十五・十七・十八・二十である。巻十九は両方の表記をもつ。また、古事記・日本書紀の歌謡は萬葉仮名表記の倭文体である。

宣命は、日本語語順方式であり、訓字表記に萬葉仮名表記を交える倭文体である。宣命の中でも訓字での付属語は倒置であり、また多くはないものの、付属語以外でも倒置をとることがあった。従来一般に、宣命は所謂宣命体と言われており、現在みる宣命は付属語の萬葉仮名を小さく記していて宣命小書体と称され、木簡等には、前述のように付属語のそれも大きく記されていて、これを宣命大書体と称している。古事記の先の「吐散登許曽」(上巻)、「天皇坐那理」(中巻)などもその意味で宣命大書体ということになるが、宣命をはじめとして、大書体や小書体を含め、こうした宣命体と称せられる書式のものは、要するに日本語語順方式のうちの訓字主体表記であると捉えてよいであろう。

また、書式上から言って、萬葉集歌の一つのあり方(訓字主体表記)と宣命の訓字主体表記とは近いものがあると言ってよく、とくに萬葉集歌の訓字主体表記の中には、一首だけではあるが、

(30)虚見都山跡乃国波水上波地往如久船上波床座如　～　還事奏日尓相飲酒曽斯豊御神酒者(19・四二六四)

と、付属語を小さく記したものが認められる。他はいずれも大きく記されている。いずれにしても従来言われるところのこうした所謂宣命体は、日本語語順方式のうちの訓字主体表記(訓字表記)と捉え直すことができよう。

さて、宣命と萬葉集歌とは、同じ訓字主体表記に属することになるが、とは言え、それはあくまで書式上のことである。書記する姿勢・意識、また文字使用の面から言えば、散文と和歌とでは基本的なところで相違しており、[29]そのところを見届けねばならない。つまり書式だけでなく文字使用など全体からすれば、散文と和歌とを同等・同列に扱うことは慎まねばならないということである。とりわけ、日常的な実用の具としてある訓字を並べた木簡などと和歌との間には本質的な違いが認められる。和歌の文字使用には、文学的営為による文字選択があるのに対して、木簡等にはそうしたものがないからである。従って、萬葉集にあっては、たとえば巻頭歌に、

(31)篭毛与　美篭母乗|　～　押奈戸手|　吾許曾居　師吉名倍手|
　吾己曾座　我許背歯告目|　家呼毛名雄母(1・一)

のような借訓仮名の用法があるが、その借訓仮名は身体に関する文字が選択されていて、[30]文学的なアソビの要素がとり入れられていることが窺え、また、

(32)吾屋戸尓　鳴之鴈哭　雲上尓　今夜喧成　国方可聞遊群
　(10・二一三〇)

のように、ユク(行)に音仮名「遊群」を用い、その「遊群」に雁が群れをなして飛んでいく意を込める[31]という、歌意を視覚的に拡充する用法のあることも見てとることができる。それに対して日常的な実用木簡や散文では、文字使用にそうした文学的なアソビや視覚的に意を拡充するといったことはないかあるいは極めて少なく、その必要性はあまりなかったと言ってよい。あるいは日常の伝達行為においては、かえってそうした文学的営為は混乱を招きかねず忌避されるものであったと言ってよかろう。結局、書式としては同じであっても、具体的な実用としての木簡などと和歌とでは、かかる面での根本的な相違点のあることを受け止めなければならない。

おわりに

漢文を訓読することは、古くから行われたであろうが、訓点の記入が始まるのは奈良時代もごく末であることを、先に触れた。およそ訓読が書記の上に実際に現れ、それが盛んになるにつれて、それに合わせるように、また一方、平仮名や片仮名が発明されることに伴って、文体の種類も自ずと更に増していくことになる。

それは平安時代以降のことである。漢文の訓読が書記の上に現れる段階で、漢文を日本語風に訓み下して生まれる漢文訓読体や、漢文を基調としつつも漢文で表し切れない日本語特有の表現を交えた記録体、更には平仮名文即ち所謂和文体も生まれ、それと共に和文の中に漢語や漢文的な言いまわしを調和的にとり込むかたちで生まれる和漢混淆体など、様々な文体の誕生をみることになる。

そのうち、記録体は、公私の日記や儀式、朝廷の制度・典礼を述べた有職故実などの文書に用いられるが、こうした記録体と古事記の文体との関係がひき合いに出されることがある。その場合、古事記は漢字ばかりが使用される時代にあって、むしろ日本語文（倭文）を記そうと努めた作品であり、記録体は漢字も平仮名・片仮名も出揃っている中で、つまり平仮名や片仮名が存在する中で、おもに漢字を専用として書き表したものであって、従ってそこには両者の近さがあると共に異質面をも持ち合わせており、注意を払う必要がある。平安朝まで視野に入れたかかる文体の流れについては改めて論じなければならない。

最後に上代の文体について、分類した大略を図表として示しておくことにする。[32] ただし、このような図表で示すと、とくに漢文体（注(4)に述べるごとく漢文体の下位分類は省略）と倭文体とはは

っきり区別されたものとなるが、両者はそんなに截然と分けてしまえない面のあること先に述べた通りであり、その下位分類も然りである。が、おおよそ、現在、左のようなかたちで把握している。

注

（1）小谷博泰『上代文学と木簡の研究』（和泉書院、平11・1）には、「漢文を中国語の文章としてとらえず、無意識のうちに、当然の前提として、それを訓読される漢文、和語を当てはめて厳密な逐字訳を行う文章としてとらえてしまっているのではなかろうか。つまり、和文の成立を、和文で読まれる漢文から、和文で読まれる和文への展開ととらえてしまっているのである。問題は、ここで前提とすべき漢文は、中国語で読まれる漢文であって、現在のような、日本語で読まれる漢文ではなかったということにある」という貴重な指摘がある。

（2）「日本のこと」を書記した当初は、それまで日本語を書記すること自体が存在しなかったことからして、かかる「不行」「不取」等を「倒置」という意識で捉えたかは疑問である。しかし、訓読が行われる（後述）に至ると、「倒置」という意識も生まれてくるはずである。但し、訓読の場合でも、漢字・漢語と訓とが常に分節的に対応していたかと言えば問題である。柳沢朗「無乏と乏――人麻呂歌集五首の訓の根拠とその表記の性質――」（『稲岡耕二先生還暦記念日本上代文学論集』、塙書房、平2・4）は、「無乏」は「すべなし」の語義そのものに即して「分節化した表記」ではなく、「無」が否定の意味を持つひとまとまりの表記として考え、そのひとまとまりの〈意味〉として「すべなし」と訓まれたものであることを論述する。一方、「妹目不二数見一而」（萬葉、6・九四二）などで「不二数見一」をカレ（離レ）と訓むのも「不数見」の三文字に対して、それを分節的に捉えて訓むのではなくて、全体的に離レと訓むということであろう。このように分節的でないものもあれば、しかし、「不」とズ（ヌ）とを対応させて分節的に把握しているものも少なくない。訓読が進むにつれて分節的な対応は一般化していくことになる。それにしても八世紀初頭の古事記にあっては、漢字・漢語と訓とはおよそ分節的な把握が可能な時期でもあり、またその時期の作品であるとみてよい。本稿で「倒置」「倒置方式」というのは、こうした内容をも包括しての謂いである。

本稿では、このように倒置方式という呼称を用いるが、これは、平安朝以降の漢字仮名交じり文とは異なって、漢字のみの上代の日本語文にあって倒置することは極めて象徴的なことであるゆえに、一方の日本語語順方式（後述）に対して用いるものである。

（3）山口佳紀「西宮一民著『古事記の研究』」（『萬葉』157、平8・3）、同「『古事記』の書記様式と補読」（『国文学』47の4、平14・3）参照。

（4）漢文を目指しながらも、しかしそこから逸していることにおいて、従来言われる所謂変体漢文という呼称は、この呼称を用いるとすれば、むしろこちら（漢文体）の方に所属させるのがよかろう。但し、変体漢文という言い方もよいが、日本の国において、中国語文（漢文）を志向しながらもそれを逸しているのであるから、中国語文方式に対して中国語文逸脱方式と称するのがよいか。即ち、

漢文体 ┬ 中国語文方式
　　└ 中国語文逸脱方式

のように分類できよう。また、中国語文方式のものは、表記としては中国古典的な表記と中国変文の如き表記が一応想定される。また、理論上、中国語文逸脱方式のものは、あるいは中国語文方

式のうちでも中国の変文を目指したものに近かったり、倭文体の倒置方式に近かったりすることがあり得てよい（実際に上代で中国変文ばかりを目指したものが存するか否か、同じく、一つの作品で日本語文（倭文）を目指しながらもすべてが倒置方式で書記されるものが存するか否かは、いま別にして）。いずれにしても、漢文を目指しているとは言い難い古事記の作品（後述）をこちらに所属させることは問題であり、妥当ではない。なお、本稿の最後に漢文体と倭文体について分類したものを掲げるが、本論文では漢文体の下位分類については省略し、更に検討を加えていくことにしたい。

（5）奥村悦三「話すことと書くことの間――上代の日本語散文の成立をめぐって――」（『国語と国文学』68の5、平3・5）参照。同氏は漢語を自らのことばに直訳すること（翻訳語）によって生活のことばとは関わらない新しい語彙・概念、また新しい文法語をも作りだすことを論述し、また、正倉院仮名文書についても、文章としての組み立てそのものまでが漢文の文書（直接にはその訳読のかたち）によりかかってなされたことを示しており（「仮名文書の成立以前」『論集　日本文学・日本語1上代』昭53・3、「仮名文書の成立以前　続――正倉院仮名文書・乙種をめぐって――」『萬葉』99、昭53・12、「暮らしのことば、手紙のことば」『日本の古代14　ことばと文字』昭63・3）、本質をついた捉え方としてうべなわれる。こうした在りようは、日常の話しことばを書記するすべがなく、日本の出来事が所謂漢文からはじまったことによるところが大きかったと受け止められる。しかも、話しことばではなくて、書記されたそのものが「書記における日本語」を形づくるのだと把握される。

（6）中川ゆかり「古事記のくふう――目的語（ヲ格）を明示するために――」（古事記研究大系10『古事記の言葉』、高科書店、平7・7）は、漢文・漢籍に対して、古事記及び風土記の語順の問題、とりわけ述語と目的語と補語との関係・あり方を詳しく論じている。

（7）毛利正守「古事記の書記と文体」（古事記学会国際シンポジウム基調講演及び資料、平15・6）参照。

（8）東野治之『正倉院文書と木簡の研究』（塙書房、昭52・9）

（9）山口佳紀『古代日本文体史論考』（有精堂、平5・4）

（10）神野志隆光「文字とことば・『日本語』として書くこと」『万葉集研究』21、平9・3）、神野志隆光・平川南「文字資料の現在と古代」（『国文学』平11・9）

（11）神野志隆光氏（注（10））は、外来の文字によって書くことが、どのようにありうるか、そこで何を可能にするか、また、文字で書くことがどうはじまり、どう営まれたかを問い、訓を主体とした古事記への視点を見届けている。とりわけわが国において文字で

書くことは自然発生的・自然成長的にあるのではなく、それは「文字による交通として成り立つ世界に組み込まれたということであり、そこで文字の契機を余儀なくされたということであろう。文字は、その結果、段階的にではなく、いわば一挙にはじまるのであり、おのずからなるものではありえなかった」と説いて、その在りようを明快に論述する。

また、西嶋定生氏(『日本歴史の国際環境』、東京大学出版会、昭60・1)は、「漢字が中国の外辺に伝播され、そこに定着し、中国を中心とする漢字文化圏が形成されたということの根底には、周辺民族が漢字を習得しなければならないという上述のごとき政治的事情があったのであり、したがって漢字の伝播は、文字なき地域に文字が伝えられたというような、いわゆる文化伝播一般の現象として理解されるべきではない」ことを述べ、中国を中心とする政治的体制が形成され、その体制に日本(また朝鮮、ヴェトナムなど東アジア)が組み込まれることによって文字との関わりがうまれたことを詳しく説いている。

(12) 西澤一光氏が、訓読行為の起こりについて、「正格の漢文体までを含めた上代の書記体系こそが、「日本語」の成立に先行する問題として、論ぜられるべきであろう。(略)「漢語」も「日本語」も同じ文字(漢字)で書かれており、しかも両者は〈訓読〉という回路によって地続きにされていた。問題はその事実そのものではなく、そのことをどう見るかにある。たしかに、「漢語」は〈訓読〉という余白を経由していつでも「日本語」に反転しうる関係にあった。しかし、それは「漢語」(中国語)がすなわち「日本語」の一部であることを意味するものではない。むしろ、事実はその逆で、普遍的な文字言語としての漢語の内部に、徐々に、固有の「日本語」を書くための領域が成り立っていったというべきである」(「上代書記体系の多元性をめぐって」『萬葉集研究』25、平13・10)と述べている発言はきわめて示唆的である。

(13) 瀬間正之「漢字で書かれたことば――訓読的思惟をめぐって――」(『国語と国文学』76の5、平11・5)参照。同氏には「黎明期金石文においても、筆録の背景には既になんらかの漢文訓読的なものの存在が見え隠れしてくるのである。(略)漢文訓読といっても、句法や構文までに配慮の行き届いた体系的な文の訓読はともかく、「名」「祖」「記」「八十」などの基本的な名詞・動詞には、既に訓が附せられていた」のではないかという、注目される論述がある。

(14) 亀井孝「古事記は　よめるか」(『古事記大成　言語文字篇』、平凡社、昭32・12)

(15) 稲岡耕二「木簡と表記史」(『松村明教授古稀記念国語研究論集』、昭61・10)に、すでに「この木簡が特に注目されるのは、天武朝のものであることと、漢文ではない、素朴な和文体書簡で

あることによる」との指摘がある。

(16) 乾善彦『漢字による日本語書記の史的研究』（塙書房、平15・1）参照。同氏は、従来の文字史の方法としての線条的な歴史記述は文字史にそぐわず当てはまらないことを論じ、資料の位相を重くみることによって、複線的・立体的な歴史記述をあらたに提唱する。

(17) 古事記の文体を考える場合に引き合いに出されることとして、たとえば、現在、外国人と話す際に、互いが相手の国の言葉をも用いて、自国の言葉と織りまぜながら話し合い、それがそれなりに通じるということがある。その場合、それはどこの国の話しことばか分からないということにもなる。そうしたことが上代の話しことばにもあり、また上代の書記においてもあり得てよい。が、果して古事記はそうした類いの文章なのかどうか、問題である。古事記は三巻通してそのような形で記された文章と言ってよいかどうか、である。短い文章で漢文とも倭文ともつかないようなものがあってもよいが、古事記はそうではあるまい。七世紀後半にいろんな書式のあったことが、近年、発掘された多数の木簡等で知られるようになった。こうした木簡等の発掘以前はいざ知らず、かかる現状を踏まえて古事記の書式を考える時、古事記がひとつの作品としていかなる言語で記してあるかはっきりしないといったごとき把握は当たっていないであろう。

(18) 整備された日本語語順方式のものに対して、倒置方式は漢文的な要素が残ったもので十分に日本語になっていないのではないかとの見方があるかも知れないが、また、倒置の在りようは、話しことばからすれば、その話しことばとしての日本語にはなり切れていないというのは明らかなことであるが、しかし、一体漢文的な要素が残るといった捉え方自体は、書記の当初に和文体があるかのごとく想定してのそれであることが多く、また、およそ漢文と和文とがはっきりと区別でき認識できる時代からの把握ということが大きく関わっているかと考えられる。しかも「日本のこと」を書記することが倒置をもつものからはじまり、その倒置のものを訓読し、訓読が行われたのちも倒置のかたちで書記されることによって話しことばとは異なる「書記における日本語」が生まれる経緯からして、話しことばとしての日本語と「書記における日本語」（即ち倭文体）とを混交すべきではないであろう。

(19) 神野志隆光「文字テキストから伝承の世界へ」（『声と文字　上代文学へのアプローチ』、塙書房、平11・11）は、安万侶が序文で述べるところにしたがって古事記が論議されてきたこと、即ち書くことにおいて意図されたことばが安万侶の「誦習」した、古代の伝承のことばでありうるかのように捉えてしまうという把握のし方に対して、安万侶の述べる序文そのものをも含めて、亀井孝の「古事記は　よめるか」の論について根本的に問い返されてい

る。

(20) 訓字を並べる書式は、短い内容を伝達する木簡のほか、音数律に支えられる歌などでは有効であっても、散文である古事記、しかも三巻通して行うとなると、この書式ではかえって意味のまとまりや切れ続きが解し難くなるということがあったか。しかし、あるいはその書式で意味のまとまりなどを明示する工夫は、行おうとすればそれなりに可能であったかも知れない。文字が日本人の手によって発明され、日本語に適った文字であれば、おのずと日本語の語順に従って記されたであろうことを想うとき、そもそも訓字でもってその工夫をするのが困難であるのは、所謂漢文(倒置)で「日本のこと」を記すその期間が極めて長かったために、書記する思考がそれに慣れたことに拠るとも推察される。

(21) 西條勉『古事記の文字法』(笠間書院、平10・6)は、古事記が天武天皇の命によってその当時から既に書記のあったことを詳しく論じている。

(22) 但し、「書記における日本語」としての倒置方式も、とりわけ平仮名や片仮名が発明される時期ないしはそれが生まれる萌芽の時期あたりに至れば、漢字ばかりで記されるそれは、はじめから漢文として書記される倒置方式と同じように、「書記における日本語」といった認識とはまた違った意識で書記されることも多くなっていったかと考えられる。

(23) とくに日本語をセンテンスとして記す第一歩には、書記におけるそれなりの飛躍があったはずであろうが、それにしても漢籍ではなく日本で日本のことが倒置方式というかたちで長らく記されるといった下地がその基底にあった事実を見逃すわけにはいくまい。

また、古事記において、倒置方式のものも「書記における日本語」(漢字専用時代における書記された日本語のセンテンス)を形成していると捉えてよいと考えられるが、その場合、ひとまず古事記が成立する以前と以後に分けて考えることが望まれようか。古事記が記される時点までのことを考えると、古事記の内容が筆録以前に、口頭で伝承されていたものもあれば、その時点で創作されたものもあろう。が、そうしたものを元にして書記されたものは、書記という、口頭とは異質な面を持つゆえに、口頭で伝承されてきたものなどとは異なったものをも出現させることになる。但し、その記されたものも日本語を目指しているものであるという点において、それは「書記における日本語」であると言える。一方、古事記が記された時点以降を考えると、その古事記をヨム、声に出してヨムということがあるにしても、そのヨミ自体は、当時の日常の話しことばとは異なるものをも生み出していることになるはずである。即ち、話しことばに近いものもあろうけれども、遠く離れたものが存在するということである。詳しくは更に別稿。

(24) 従来、古事記の文体を和文体であると説く研究者も、また変体漢文であると説く研究者も、とくに後者にあっても古事記は漢文ではないとして変体漢文を捉えていることが多いのであるが、そのいずれ(和文体・変体漢文)で捉える場合も、古事記の倒置方式を正面に据えてその方向からとり扱ったものは極めて少ないという状況にある。

(25) ある文章が漢文であるという場合に、日本で書記する漢文は漢文と言いながらも漢籍にない日本的なもの、たとえば尊敬語や謙譲語が入り込むことがある。日本書紀にもそうしたものを内包するが、それでも、結局のところ日本書紀の目指す所は漢文なのである。また、森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』(大修館書店、平3・7)が述べるα群・β群のことを踏まえてもなおそのことは言い得ることである。

(26) この箇所が古事記成立以前(原古事記)に、たとえば「啼泣也」と「泣」とあったものを「伊佐知伎」と書き改め、「也」がそのまま留められることになったとしても、本論で述べることと同じことが言えるであろう。書き改める場合、「也」を省略することもあり得ようからである。

(27) こうした助字が、基本はあくまで日本語文を書記しているということであっても、そこにあるいは漢文的な色調を帯させようとの意識またはペダンチックな装いをするという意識が働いて添えられることもあろうし、また、それとて、「書記における日本語」にどれほど習熟しているかなどが関わって、その意識にも差が生じるというものであろう。いずれにしても、漢文的な色調やペダンチックな装いということ自体は、基本的に日本語文がその基調にあって言えることであり、就中、古事記のかかる助字は、日本語文を書記しようとする中での問題として捉えることができる。また、このような助字を多く用いることによって、文末が明確になることを古事記は意図したか。そうした意図は、当時、漢文のほかに、「書記における日本語」にも当嵌まることとして考えられる。

(28) 従来、上代の文体を分類したものに、吉沢義則「語脈よりみたる日本文学」(『国語説鈴』、昭6・9)、橋本進吉『国語学概論』(橋本進吉著作集1、岩波書店、昭21・12)、徳光久也『上代日本文章史』(南雲堂桜楓社、昭39・12)、西宮一民『日本上代の文章と表記』(風間書房、昭45・2)、沖森卓也『日本古代の表記と文体』(吉川弘文館、平12・5)等がある。

(29) ディビッド・ルーリー「人麻呂歌集『略体』書記について——『非対応訓』論の見直しから」(『国文学』47の4、平14・3)参照。

(30) 毛利正守「文字による文学」(中西進編『日本文学新史　古代I』、昭60・10)

(31) 高木市之助『吉野の鮎』(岩波書店、昭16・9)

(32) 注(7)の拙論も併せて参照願いたい。

付記 平成10年10月の、神野志隆光氏(司会)、山口佳紀氏、犬飼隆氏、西條勉氏による座談会「古事記はよめるか」(『レポート笠間』)は大変興味深く、また有益な提言が多いものであった。こうした提言に対して、筆者は本稿を踏まえながら、今後、自らの考えを時間をかけて深めていくことにしたい。

(もうり　まさもり・大阪市立大学教授)

形容詞語幹の用法の違例

林　浩恵

一　はじめに

形容詞の語幹の用法（以下「語幹の用法」と呼ぶ）には様々なパターンがあり、それについては橋本四郎氏の「ク活用形容詞とシク活用形容詞」[1]に詳しい。語幹の用法において、ク活用形容詞の語幹と同じ位置にシク活用形容詞ではシを伴った形がくるため、橋本氏は「シク活用のシを語幹に属すと見ておくことが許されよう」[2]述べられる。本稿もそれに従い、シク活用形容詞ではシを含む部分を語幹として扱う。

ところで、この語幹の用法には上代を中心に違例とされる例が見られる。例えばク活用形容詞ウマシには一般例「ウマ酒」の他に違例の「ウマシ小汀」があり、シク活用形容詞ムナシには違例の「ムナ言」がある。これら違例に対しての体系的な検討はあまりなされていないのが現状であるが、語幹の用法、ひいては形容詞を考える上で、違例について考察することは必要なことであろう。本稿は、語幹の用法の違例に対して用法・形態面及び意味面から考察を行い、違例の性格を明らかにしようとするものである。

本稿では違例について考察するにあたって「語基」という用語を用いる。「語基」とは形容詞のシを除いた部分を指す。例えばタカシであればタカ、ウツクシであればウツクの部分である。形容詞の語幹と語基の関係では、ク活用形容詞では語幹＝語基、シク活用形容詞では語幹＝［語基＋シ］となる。なお、便宜上このような定義を行うが、語基とは形容詞の一部ではなく品詞以前の形状言[3]を指す。また橋本氏の前掲論文で「形態上共通した部分だけを取り上げて、それをもって形容詞語幹と名づけ」「そこから逆に眺めて語幹の機能と呼んだ」[4]と述べられているのに従い、語幹も語基と同じように形状言として捉え、論を進める。

二　先行研究

違例に対する先行研究は、語幹の用法のうち連体修飾用法に対

するものが中心で、次の三つの立場に大きく分けられる。第一に、ク活用・シク活用の両方を持つとする立場、第二に、ク活用からシク活用へ（あるいはシク活用からク活用へ）という活用の変化と捉える立場、第三に、違例と一般例とは単なるシの有無の問題であるとする立場である。第一の立場と第二の立場は、一般例と違例とを共時的に見るか通時的に見るかの違いであって、根本的な考え方は同じであると言えるだろう。

第一の立場に立つのは山口佳紀氏[5]、鈴木丹士郎氏[6]である。なお、山口氏は連体修飾用法以外、例えばシク活用形容詞語基がニを伴って副詞となる例（アヤニ・ケニ・マサニ）に対しては、ク活用・シク活用の両方を持つという指摘はされていない。

第二の立場で違例を説明するのは、橋本四郎氏、築島裕氏である。橋本氏は、ク活用をシク活用に作りかえることによって情態的意味から情意的意味へ変化させ、あるいは形容詞の意義の拡張に対応したことを述べ、更に中世以降に見られる「活用の作り変え」によって生じた両活用形容詞との関連をも指摘される[7]。築島裕氏にはシク活用のヒサシが古くはク活用であったとする言及がある[8]。

従来、違例に対してはこの第一あるいは第二の立場で説明されることが多い。しかし、語幹の用法で違例とされる語が実際にク活用・シク活用の両方に活用した例は上代には見られないのであって、厳密には両活用と言うことはできない。また、中世以降に見られる両活用形容詞とは用例の見られる時代も異なることから、同様に扱うことは避けるべきだと思われる。

これらの論とは異なる第三の立場に立つのが川端善明氏である。川端氏はシク活用形容詞の語基が語中にどのように現れるかを幅広く整理して列挙された。それに関連して、形容詞の語基が複合語を構成する例として挙げられたものを、一部抜粋して示す（原文における万葉仮名表記は現行の漢字仮名交じり表記に改めた）。

（イ）あたら夜・たは言・にひ草
（ロ）うつくし妹・かなし妹・さかし女・くし魂
（ハ）あか駒・うま酒・ひろ橋・ふる草
（ニ）あらし雄・うまし国・かぐろし髪・棚なし小舟

川端氏は、右の（イ）から（ニ）は複合語構成における形状言の現れ方の諸現象にほかならず、複合語構成においてシという要素を介在させる形とさせない形が本来あっただけではないかと主張される[9]。名詞に上位する例だけでなく、シク活用形容詞語基の現象のあり方を広く考察の対象とする点、ク活用からシク活用へ（或いはシク活用からク活用へ）の変化という想定を彌縫的解釈であるとする点において、第一、第二の立場とは大きな違いがある。

しかし、川端氏を含めた各氏に共通して言えるのは、語幹の用法におけるク活用形容詞の違例とシク活用形容詞の違例とを、違例として同列に扱っている点である。本稿では、それらの違例を同列に扱うことはできないという、諸氏とは異なる立場を取る。

三　語幹の用法からみた形容詞の分類

本稿の調査対象資料は上代資料とし、その他平安初期の辞書・音義、平安初期の加点とされる主な訓点資料、及び平安時代加点の日本書紀古訓も上代資料に準ずるものとして扱う。[10] 考察対象語は、調査対象資料中に形容詞形と語幹の用法との両例がある語とした。基本的に仮名書きの例のみ取り扱うが、場合によっては仮名書き表記ではなくともそのように読まれる可能性が高いと判断したものを挙げる場合がある。

まず、違例を体系的に見るために、橋本四郎氏の語幹の用法の分類[11]を機能ごとに整理したものと、語幹の用法の違例のパターンを示す。違例のパターンには、橋本氏の挙げられた語幹の用法には入っていないものがある。副詞的用法のうち「語基重複＋ニ」、及び動詞用法のうち「語基＋ス」「語基＋ル」「語基＋ク」「語基＋フ」がそれに当たる。本稿では、語基が語中にどのように現れるかという視点からとらえるので、これらの用例も語幹の用法の違例に含めた。

◆機能による語幹の用法の分類（例は橋本氏の掲出されたもの）

①名詞的用法
　Ⅰ名詞として用いられる　（白、たか）
　Ⅱ名詞に下接して名詞を作る　（面長）
　Ⅲ重なり合って名詞を作る　（たかひく）
　Ⅳ接尾語「み」「さ」「ら」を伴い名詞化する[12]　（高み／さかしら）

②副詞的用法
　Ⅰそのままで完全に副詞化する　（はや）
　Ⅱ用言に上位して複合語を作る　（太敷く）
　Ⅲ「に」を伴って副詞を作る　（いや高に）
　Ⅳ重複して副詞を作る　（長々〈と〉・うす〳〵〈と〉）

③形容詞用法
　Ⅰ「し」を伴って形容詞化する　（暗し［く］／空しし△［く］）
　Ⅱ重複してシク活用形容詞を作る（苦々し）

④動詞用法
　Ⅰ接尾語「む」を伴って動詞化する（にくむ／怪しむ）

⑤連体修飾用法
　Ⅰ名詞に上位して名詞を修飾する（遠山／かなし妹）

II「の」「つ」等を伴って連体修飾語を構成する

（遠つ人／くちをしのわざ）

⑥感動表現

I感動詞を伴って用いられ、感動の意味をこめて文を終止する

（あなみにく／あな喜ばし）

◆違例のパターン（丸囲み数字・ローマ数字は右の分類に対応）

・ク活用形容詞

⑤連体修飾用法（I）　語基＋シ＋名詞（ウマシ小江）

・シク活用形容詞

①名詞的用法（I）　語基　（ニタ）

②副詞的用法（I）　語基　（ハナハダ）

（III）　語基＋ニ　（ヒサニ）

語基重複＋ニ（アラタアラタニ）

④動詞用法　（I）　語基＋ム　（アラタム）

語基＋ス　（タダス）

語基＋ル　（イタハル）

語基＋ク　（タハク）

語基＋フ　（イソフ）

⑤連体修飾用法（I）　語基＋名詞（ニヒ草）

なお、ク活用形容詞ナシは「〜ナシニ」という形が多く見られ、「語基＋シ＋ニ」という違例とも考えられる。しかし、ク活用形容詞の語基がニを伴って副詞的に用いられる場合、語基に直接ニが接するのではなく「イヤ＋語基＋ニ」という形になることが指摘されている。[13] ナシは「イヤナニ」あるいは「イヤナシニ」という形で用いられることはなく、語幹の用法として考えるには特殊な例である。「〜ナシニ」のような形を取る形容詞が他にはないこともあり、「〜ナシニ」は語幹の用法の違例には含めないこととする。

ここで、違例全体を体系的に考察するため、語幹の用法が見られる形容詞を次表のように分類して考察を進めたい。まず、語幹の用法に現れる部分が語基か語基＋シかによって、語基型と語基シ型に分ける。その上で、実際に活用した用例によりク活・シク活に分ける。ク活用形容詞で、語幹の用法に語基及び「語基＋シ」の両方が現れることがあるものは、語基シ型ク活に分類する。

語幹の用法に現れる部分 ＼ 活用の種類	語基	語基＋シ
ク活用	語基型ク活	語基シ型ク活
シク活用	語基型シク活	語基シ型シク活

語基型ク活と語基シ型シク活とは語幹の用法で一般例が見られるものであり、それぞれ「ク活」「シク活」と略称する。

語基シ型ク活の所属語はウマシ・アラシ・カグロシ・ナシ・ヨシ・エシで、いずれもク活用形容詞ながら［語基＋シ］が連体修飾用法に用いられる例がある。語基型シク活の所属語は、前述の違例のパターン別に挙げると、①ニタシ・ホカシ、②ハナハダシ・コキダシ・タダシ・ヒサシ・マサシ・オダヒシ・ニタシ・ケシ・アヤシ・アラタシ・ナマシ、④ハゲシ・イフカシ・ホシ・イタハシ・タハシ・アラタシ・イソシ・タダシ、⑤ニヒシ・ムナシ・タハシ・アタラシ・メヅラシ・アラタシである。違例のパターンが複数ある場合、該当形容詞は複数の箇所で挙げている。

四　語基シ型ク活と語基型シク活との相違点（一）
——用法・形態面——

まず形容詞がどのような語幹の用法を持つか、その種類を示したのが次の表である。表右欄の丸囲み数字・ローマ数字は前節で述べた語幹の用法の分類での数字であり、表中の○は用例があることを示す。

①はⅣのみにシク活の用例が見られるため、Ⅰ～ⅢとⅣとに分けて示した。③の形容詞としての用法は語幹の用法の一つであるが、本稿ではそれ以外の用法を検討対象とするため省略した。

	① Ⅰ～Ⅲ	① Ⅳ	②	④	⑤	⑥
ク活	○	○	○	○	○	○
シク活		○		○	○	○
語基型シク活	○		○	○	○	
語基シ型ク活					○	

さて、語基シ型ク活の違例は⑤の連体修飾用法しかないことが大きな特徴として指摘できる。これに対して語基型シク活の違例は①②④⑤と、連体修飾以外の用法も見られ、用法の種類に顕著な差がある。

次に一般例の有無について、語基シ型ク活は一般例と違例とが見られるのに対し、語基型シク活では違例しか見られないという違いがある。例えば、語基シ型ク活には一般例「ウマ酒」、違例「ウマシ小汀」と両例がある。一方語基型シク活は「アラタ世」「タハ言」という違例はあっても「アラタシ＋名詞」「タハシ＋名詞」という一般例は見られない。先行研究のように、語基シ型ク活の違例と語基型シク活の違例とが、違例として同列に捉えられるとするならば、語基型シク活にも一般例と違例とがあってしか

るべきであるが、実際は語基型シク活の一般例は見られないのである。[14]

なお、一般例がなく違例しかない場合に「違例」と呼ぶのが適当かという問題があるが、便宜上本稿では「違例」という用語を用いることとする。

更に語幹の用法の形態に注目すると、語幹の用法では語幹が語の構成要素となったり語尾を伴わず単独で用いられたりする。しかし、語基シ型ク活では［語幹＋シ］の部分が用いられることがあるし、語基型シク活では語幹からシを除いた部分が用いられている。そこで、本稿では「基本部分」という用語を用いる。この「基本部分」は語幹の用法で用いられ、原則としてそれ以上分割された形で用いられることがない部分である。ク活及び語基型シク活の基本部分は語基、シク活の基本部分は［語基＋シ］となる。語基シ型ク活は、語幹の用法で違例（語基＋シ＋名詞）の他に一般例（語基＋名詞）も見られるが、基本部分はそれ以上に分割されて用いられない部分であることから、語基シ型ク活の基本部分は語基と考えてよい。例えば、語基シ型ク活ウマシの基本部分はウマ、語基型シク活ムナシの基本部分はムナである。

形容詞についてこのように基本部分を認定し、語基シ型ク活と語基型シク活とに見られる連体修飾用法を「基本部分」という語を用いて表すと、ク活、シク活、語基シ型ク活の一般例、語基型シク活は「基本部分＋名詞」であり、語基シ型ク活の違例のみが「基本部分＋シ＋名詞」となる。よって、語基シ型ク活の違例は、形態的には一般例の「基本部分＋名詞」にシが挿入された二次的なものと捉えることができる。これに対して語基型シク活は「基本部分＋名詞」であること、また前述のように語基型シク活には語幹の用法の一般例（語基＋シ＋名詞）がないことから、違例とはいえ二次的ではなく本来的形態と考えられる。以上のように、語基シ型ク活の違例と語基型シク活の違例とは、語幹の用法における基本部分という観点で見ると二次的形態と本来的形態という違いがあることが明らかになる。前述の、語基シ型ク活と語基型シク活との用法の種類数の差や一般例の有無は、本来的か二次的かという違いによるものと考えられる。

なお、語基シ型ク活のうちカグロシは「カグロ髪」の例がないため、「カグロシ髪」が果たして二次的形態なのかという問題がある。しかし、接頭辞が付かないという点でより基本的な形と考えられるウマシ・アラシに準じて取り扱うことにしたい。論理的には、初めに「基本部分＋名詞」という形態が想定され、そこから「基本部分＋キ＋名詞」と「基本部分＋シ＋名詞」とが生じたと考える。カグロシに関しては「カグロ髪」という形態が文献上

残っていないものとして処理する。

五　語基シ型ク活と語基型シク活との相違点（二）
――意味面――

語基シ型ク活・語基型シク活両者の語幹の用法が見られるのは連体修飾用法である。そこで連体修飾用法の用例を意味面から検討し、両者を比較する。形容詞の意味については、山本俊英氏[15]をはじめとして様々な研究がなされているが、本稿では阪倉篤義氏の分類に従う。阪倉氏の分類は、まず形容詞の意味を大きく状態性・情意性に二分類し、更に状態性を状態・感覚、情意性を程度・評価・感情に分類するものである。[16]

五・一　語基シ型ク活（一音節語基）

語基シ型ク活のうち、まず一音節語基のものを検討する。

・ナシ

1　いづくにか船泊てすらむ安礼の崎漕ぎ廻み行きし棚なし小船〈棚無小舟〉　（万葉集一・五八）

2　須々許理が醸みし御酒に我酔ひにけり事無酒〈許登那具志〉笑酒に我酔ひにけり　（古事記歌謡49・応神天皇）

3　人もなき〈人毛奈吉〉空しき家は草枕旅にまさりて苦しかりけり　（万葉集三・四五一）

・エシ

4　み吉野の〈美延斯怒能〉小室が岳に猪鹿伏すと誰そ大前に奏す…　（古事記歌謡96・雄略天皇）

5　み吉野の吉野の鮎鮎こそは島傍も良き〈施麻倍母曳岐〉え苦しる水葱の下芹の下吾は苦しる　（日本書紀歌謡126・天智天皇一〇年）

・ヨシ

6　是以有二手端吉棄物、足端凶棄物一。（略）手端吉棄、此云二多那須衛能余之岐羅毘一。　（日本書紀訓注・神代上第七段一書第二）

7　新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやしけ吉事〈伊夜之家余其騰〉　（万葉集二〇・四五一六）

8　君がむた行かましものを同じこと後れて居れど良きこともなし〈与伎許等毛奈之〉　（万葉集一五・三七七三）

ナシは「語基＋シ＋名詞」となる仮名書きの例は見られない。1の「棚無小舟」の例は「タナナシ」と読む確実な例ではないが、和歌の音節数という点から「タナナシ」と読む例に入れておく。また、2のコトナグシについてはその解釈に諸説あるようだが、

ここでは『時代別国語大辞典上代編』の記述により「事無酒」と考える。[17]

これら一音節語基の語に関連して、岩村恵美子氏が「語幹が一音節のものは、二音節以上のものに比べて語の識別等において安定性を欠くと思われ」、「語義の中核である語幹の保存安定意識がはたら」くことを指摘されている。[18] また、蜂矢真郷氏も一音節語幹の形容詞について「[語幹＋シ]＋名詞」などの形が用いられる理由として「基本的にはやはり一音節語幹が安定を求めてのことと考えられる」と述べられている。[19]

確かに一音節語基が連体修飾用法となる例（「ナ＋名詞」「ヨ＋名詞」など）では意味の理解に困難をきたす可能性が高い。もちろん、2「事ナ酒」や7「ヨ事」のように語基だけで名詞に上位する例もあり、一音節語基が全て意味の確認ができないということではないが、二音節以上の語基と比較した場合にはその意味の理解度が低くなる可能性は十分考えられる。そこで、語の意味を明示するためにシを伴って連体修飾用法となったものと思われる。

五・二　語基シ型ク活（二音節以上の語基）

語基が二音節以上の語基シ型ク活の例は次の通りである。

・ウマシ

9　乃作二無目籠一、内二彦火火出見尊於籠中一、沈二之于海一。即自然有二可レ怜小汀一。可怜、此云于麻師。汀、此云波麻。
（日本書紀訓注・神代下第一〇段正文）

10　味酒〈宇磨佐開〉三輪の殿の朝門にも出でて行かな三輪の殿門を
（日本書紀歌謡16・崇神天皇八年）

11　飯食めどうまくもあらず〈味母不在〉行き行けど安くもあらず〈安久毛不有〉あかねさす君が心し忘れかねつも
（万葉集一六・三八五七）

・アラシ

12　…たまきはる命惜しけどせむすべのたどきを知らにかくしてや荒し男すらに〈安良志乎須良尓〉嘆き伏せらむ
（万葉集一七・三九六二）

13　大君の遣はさなくに賢しらに行きし荒雄ら〈行之荒雄良〉沖に袖振る
（万葉集一六・三八六〇）

14　…大和をも遠く離りて岩が根の荒き島根に〈安良伎之麻祢尓〉宿りする君
（万葉集一五・三六八八）

・カグロシ

15　…にほひよる児らがよちには蜷の腸か黒し髪を〈蚊黒為髪尾〉ま櫛もちここにかき垂れ…
（万葉集一六・三七九一）

16　鴨じもの浮き寝をすれば蜷の腸か黒き髪に〈可具呂伎可美

尓〉露そ置きける　（万葉集一五・三六四九）

ウマシの形容詞としての例は、仮名書きのものは見られない。しかし、11の例は「ウマクモアラズ」「ヤスクモアラズ」と対句表現になっていると考えられることから「ウマク」の例として挙げる。カグロシ髪の例はカグロナル髪と読む説もあるが[20]、それでは字余りとなってしまうため本稿では「カグロシ髪」という読みに従う。

語基シ型ク活の例を見るに先立ち、ク活用形容詞とシク活用形容詞との意味の差異について先行研究を見ておきたい。橋本氏は山本氏[21]の論を承けて、ク活用形容詞は情態的意味を、シク活用形容詞は情意的意味を持つ傾向があることを述べられた[22]。また橋本氏にはウマシを取り上げた論もあるが、同じように「ク活用型のウマシとシク活用型のそれとの間には、ある程度の色合いの相違が認められ、それは、ク活用は情態的意味の、シク活用は情意的意味の表示に関与するという相違に対応するのである[23]。」と述べられる。

また、語基が連体修飾用法となるク活二四語[24]には、程度・評価・感情的意味を表す語が無いことが注目される。ク活にも感情を表すニクシ・ネタシなどがあるが、それらの語基が連体修飾用法になる例は見られない。一般に「語基＋名詞」の場合、語基は状態・感覚的意味が中心である。

それらをふまえた上で、語基シ型ク活の違例を一般例と比較しながら考察を行う。まずウマシについて、一般例として「ウマ酒」「ウマ寝」「ウマ人」があげられる[25]。「ウマ酒」「ウマ寝」は味覚や睡眠に関するもので、いずれも感覚的意味である。「ウマ人」は貴人の意で、身分の高さを客観的に述べる状態的意味と考えられる。もっとも、身分の高さに対する評価的意味を持つ可能性も否定はできないであろう。以上、「語基＋名詞」の場合、基本的に語基は感覚・状態的意味を示す。

一方違例は、「ウマシ国」「ウマシ阿斯訶備比古遅神」「ウマシ麻遅命」「ウマシ小汀」「ウマシもの」があげられる。「ウマシ国」「ウマシ阿斯訶備比古遅神」「ウマシ麻遅命」は国や神に対して用いられており、美称的なものである。そこには対象への評価・感情という主観的判断が入っていると考えられる。「ウマシ小汀」も海宮へ繋がるものであって、美称と見ることは不可能ではあるまい。やや問題となるのは「ウマシモノ」の例である。

17　我妹子に逢はず久しもうましもの〈馬下乃〉阿倍橘の苔生すまでに　（万葉集一一・二七五〇）

「安倍橘」の味覚を表すとも考えられるところで、日本古典集成や新編日本古典文学全集では味覚と解釈している。このほか窪田

空穂氏[26]、土屋文明氏[27]も同様に味覚の意と解釈される。一方、澤瀉久孝氏[28]、伊藤博氏[29]、稲岡耕二氏[30]は美称と解されている。

この例を考えるにあたり、ウマシの修飾対象を手がかりにしたい。17のウマシが修飾する対象は橘であるが、窪田氏が「それ（筆者注―橘）によって妹を暗示している[31]」とされることが注目される。この橘は自分の愛する「我妹子」につながる木であり、味覚を味わうだけのものではない。従って17のウマシは味覚を表すだけではなく「我妹子」への評価・感情をも表すと考えるのが適当であろう。

次にアラシについて、「語基＋名詞」の「アラ雄」は人名であり、状態的意味か否かは不明確である。しかし、語基アラが連体修飾用法となるその他の例（アラ浪〈荒浪〉万葉集二・二二六、アラ床〈荒床〉万葉集二・二二〇など）を考え合わせると、状態的意味に近いと考えることができようか。これに対して「アラシ男」は三例が見られるが、12の例にあるように「アラシ男であるのに悲しみに嘆き伏せっている」と、「嘆き伏す」との対照によって荒々しさをより強調しており、評価・感情的意味を含むと言えるだろう。その他「足柄のみ坂賜り顧みず我は越え行く荒し男も〈阿良志乎母〉立しやはばかる不破の関越えて我は行く…」（万葉集二〇・四三七二）も、「アラシ男でさえもたじろいでしまう不破の関を越えていく」意で、12の例と同様に捉えることができる。もう一例の「荒し男のいをさ手挟み向かひ立ちかなるましづみ出でてと我が来る」（万葉集二〇・四四三〇）の例は「いをさ」「かなるましづみ」の解釈など歌意全体が明確でないので問題が残るが、アラシ全体としては「語基＋名詞」で用いられた場合は状態的意味、「語基＋シ＋名詞」として用いられた場合は荒々しさを強調する評価・感情的意味を示す傾向がある。

カグロシについては、「カグロ＋名詞」という例がないため「カグロキ髪」の例を参考に見てみると、16のような髪の色の黒さを言う例が多い。これに対して「カグロシ髪」は、若さと黒髪、老いと白髪という対応の中で用いられている。黒髪が若さの象徴でありそこに価値を認めるということになれば、客観的に色が黒いというところから対象への賛美につながる可能性が高く、評価的意味を持つと言える。

以上、語基シ型ク活の一般例（語基＋名詞）は状態・感覚的意味を表すのに対して、違例（語基＋シ＋名詞）は対象への評価・感情的意味を表すという傾向を認めることができる。

五・三　語基型シク活

語基型シク活の例は次の通りである。

賀波良〉言をこそ菅原と言はめ惜ら清し女〈阿多良須賀志売〉　（古事記歌謡64・仁徳天皇）

［語基＋シ］が連体修飾用法になるシク活は、感情・評価的意味が中心である。一三語中[32]状態的意味を持つものは三語しかない。状態的意味の例は「オヨシ男〈意余斯男〉」（万葉集五・八〇四）「トホトホシ高志の国〈登々富々斯故志能久邇〉」（古事記歌謡2・神代）「ナガナガシ夜〈長永夜〉」（万葉集一一・二八〇三）であるが、トホトホシ・ナガナガシはク活語基が重複してシク活になったものであるため、本来シク活用で状態的意味の例は上代ではオヨシ男のみとなる。

これに対し、語基が連体修飾用法になる語基型シク活は、状態的意味の例が多いことが特徴として指摘できる。ニヒシ・タハシ・ムナシ・アラタシはいずれも状態的意味と考えられる。メヅラシは人名であるため「心惹かれる」意か「珍しい」意か確定が難しい。アタラシは「惜しい」意で、これのみが明らかに対象への評価を示す例となる。[33]

アタラシの評価的意味に関しては、語基が［動詞＋接尾辞ラ］と考えられる点が注意される。語基型シク活のうち語基が［動詞＋接尾辞］と考えられる語には、ここであげたアラタシ・メヅラシ・アタラシがあるが、いずれもシク活用になる。[34]

・ニヒシ

18　おもしろき野をばな焼きそ古草に新草交じり〈仁比久佐麻自利〉生ひは生ふるがに　（万葉集一四・三四五二）

・タハシ

19　いざ子ども狂わざなせそ〈多波和射奈世曾〉天地の堅めし国そ大和島根は　（万葉集二〇・四四八七）

・ムナシ

20　…見る人の語り次てて聞く人の鑑にせむをあたらしき清きその名そおぼろかに心思ひて空言も〈牟奈許等母〉祖の名絶つな大伴の氏と名に負へるますらをの伴　（万葉集二〇・四四六五）

・アラタシ

21　今更に寝めや我が背子新た夜の〈荒田夜之〉全夜も落ちず夢に見えこそ　（万葉集一二・三一二〇）

・メヅラシ

22　韓国を如何に言ことそ目頬子来る〈梅豆羅古枳駄楼〉むかさくる壱岐の渡を目頬子来る〈梅豆羅古枳駄楼〉　（日本書紀歌謡99・継体天皇）

・アタラシ

23　八田の一本菅は子持たず立ちか荒れなむ惜ら菅原〈阿多良須

このような動詞派生と考えられる形容詞は、派生元の動詞が感情的意味を持つ場合(メヅ[35])、その動詞から評価的意味が派生する場合(アツ)は、形容詞化した場合も感情・評価的意味を持つと言える。なお、[動詞+接尾辞]と考えられる語基とそれ以外の語基とは状況がやや異なるが、接尾辞が接していない形態をより基本的な形と考え、連体修飾用法となる語基型シク活は状態的意味が中心であるという立場をとる。

以上、連体修飾用法において、語基型シク活の違例(語基+名詞)は状態的意味を表す例が中心で、シク活の一般例(語基+シ+名詞)は感情・評価的意味を表す例が中心である、という傾向を認めることができる。

五・四　語基シ型ク活(一音節語基以外)と語基型シク活

前節までの内容から「語基+名詞」は状態・感覚的意味、「語基+シ+名詞」は感情・評価的意味という基本的な対応が想定される。そして、その対応関係からシが対象への情意性を示す要素として抽出される状況が生じることは十分あり得る。シに対するそのような類推のもと、「語基+名詞」に情意性を示す要素としてシが付加され、「語基+シ+名詞」という語基シ型ク活の違例が生じたのではないか。

従って語基シ型ク活の違例は、シが情意性を示す要素であるという類推からの派生的用法と考えられる。これに対して、語基型シク活は状態的意味を表す語基が連体修飾用法になる、いわば本来的用法と考えられよう。意味面から考えても、語基シ型ク活と語基型シク活とは同列には扱えないのである。

ところで、語基シ型ク活のウマシ・アラシ・カグロシの語基には、なぜシが接し得たのであろうか。ここで再度一般例における各語の意味を確認したい。

まず、ウマシは感覚・状態的意味である。この感覚的意味は、味覚にしろ睡眠にしろいずれも人に満足感を与える、いわば肯定的評価である。社会的身分にしても、高い身分を示していることに注意される。

アラシは「荒々しい」という状態的意味であるが、次のような例がある。

24　既而神有レ誨曰、和魂服二王身一而守二寿命一、荒魂為二先鋒而導二師船。和魂、此云珥岐弭多摩荒魂、此云阿邪弭多摩(日本書紀・神功皇后摂政前紀)

これは神の教示の部分であり、荒魂は軍船を導くと述べられることから、戦いにおいて敵を鎮圧するものと考えられる。この場合のアラは単に荒々しいというより、「勇猛な」などの評価的意味と考えられる。

カグロシも、16のように単に髪の黒いことを示す例が多い中、次のような例が見られる

25　…よち子らと手携はりて遊びけむ時の盛りを留みかね過ぐし遣りつれ蜷の腸か黒き髪に〈迦具漏伎可美尓〉いつの間か霜の降りけむ紅の面の上にいづくゆか皺が来りし（中略）か行けば人に厭はえかく行けば人に憎まえ老よし男はかくのみならし…

（万葉集五・八〇四）

若かりし日の黒髪や血色のよさは白髪や皺に変わってしまい、「人に厭はえ」「人に憎まえ」と現在の自分を嘆くのである。黒髪や紅顔は単に色を示すものではなく、若さの象徴、若さへの憧憬でもある。この場合のカグロシは若さへの讃美という評価的意味を持つと考えられる。

このように、ウマシ・アラシ・カグロシはいずれも肯定的評価を表す例が見られる。従って、シが接するのは肯定的評価の意味で用いられた語基で、その評価性ゆえシが挿入され得たと言えるだろう。また、シク活が「語基＋シ＋名詞」となる場合も、ウツクシ・クハシなど肯定的評価の語が中心であることに注意したい。このことは、シク活の「語基＋シ＋名詞」からの類推で語基シ型ク活の違例が生じたと考える傍証になるだろう。

なお、語基シ型ク活以外にも評価的意味になる語はある。キヨシのような本来評価的意味を持つ語のほか、青垣〈阿袁加岐〉（古事記歌謡30・景行天皇）、大君〈於保伎美〉（万葉集一五・三六四四）、高御座〈多可美久良〉（万葉集二〇・四〇九八）、太玉串（九条本延喜式祝詞・祈年祭）などの例が見られる。「青」「大」「高」「太」は評価的意味ながらシを伴う例がないが、これらは対象（垣・君・御座・玉串）の形や色といった具体的な有様を表す。一方シを伴う例のあるウマやアラは、対象（酒・御魂）の具体的な有様というよりも対象への判断を表すと言える。カグロシはこの限りではないが、対象への判断を表すことがシが挿入されやすくなる要因の一つと言えるのではないだろうか。

最後に、連体修飾用法における形態と意味との対応の傾向を簡潔に示すと次のようになる。

語基＋　名詞――状態・感覚（ク活　・語基型シク活）
語基＋シ＋名詞――評価・感情（シク活・語基シ型ク活）

六　まとめ

ここまで述べた内容をまとめると次の通りである。

①語幹の用法に現れる形態と活用の種類により、語幹の用法を持つ形容詞を語基型ク活（ク活）、語基シ型ク活、語基シ型シク活（シク活）、語基型シク活に四分類する。語幹の用法の違例を持

つのは語基シ型ク活と語基型シク活である。

②語基シ型ク活の違例と語基型シク活のそれとは、従来の説のように同列に捉えることはできない。理由は以下の通りである。

(一)用法・形態面

(a)語基シ型ク活は連体修飾用法しかないが、語基型シク活は多くの種類の語幹の用法が見られる。

(b)語基シ型ク活には一般例と違例とがあるが、語基型シク活には違例しかない。

(c)語幹の用法に見られる最小の部分を「基本部分」という用語で表すと、語基シ型ク活の違例(基本部分+シ+名詞)は一般例(基本部分+名詞)にシが挿入された二次的形態である。これに対し、語基型シク活の違例(基本部分+名詞)は本来的形態である。

(二)意味面

(d)語基シ型ク活の違例は、一音節語基のものでは意味を明示するためにシが付加された。二音節以上の語基のものでは、シが感情・評価的意味を表す要素であると類推されて付加された。語基型シク活の違例は状態的意味の例が中心であるが、これは一般に「語基+名詞」の場合語基は状態的意味であることと合致する。従って意味の上でも語基シ型ク活は派生的、語基型シク活は本来的である。

③語基が二音節以上で語基シ型ク活になり得る語は、肯定的評価の意味で使われることがあり、その中でも具体的な有様ではなく対象への判断を表すク活用形容詞に多い。

注

(1)『橋本四郎論文集　国語学編』(角川書店　一九八六)一二〇～一四〇頁(もと『女子大国文』5　一九五七)

(2)注(1)論文　一二四頁

(3)本稿では川端善明氏『活用の研究Ⅰ』(清文堂　一九九七、初版は大修館書店　一九七八)三四頁の定義に従って、品詞として成立する以前の「語」という意味で形状言という用語を用いる。

(4)注(1)論文　一二六頁

(5)『古代日本語文法の成立の研究』(有精堂　一九八五)二五一～二五二頁

(6)「形容詞両活用(ク活・シク活)についての覚書(前)」(『専修国文』第四〇号　一九八七)　五六頁

(7)注(1)論文　一三八頁

(8)『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会　一九六三)六二一～六二二頁

(9)『活用の研究Ⅱ』(清文堂　一九九七、初版は大修館書店　一九

七九)三六四〜三七八頁

(10)　【上代資料】古事記・日本書紀・万葉集・続日本紀宣命・延喜式祝詞・風土記・仏足石歌【辞書・音義】新訳華厳経音義私記(七九四)・新撰字鏡(天治本)・大般若経音義(平安初期)【訓点資料】聖語蔵大乗阿毘達磨雑集論(平安極初期)・願経四分律(平安初期)・成実論(八二八)・西大寺本金光明最勝王経(平安初期)・唐招提寺本金光明最勝王経(平安初期)・山田氏旧蔵妙法蓮華経方便品(平安初期)・東大寺諷誦文稿(平安初期)・石山寺本／黒板本金剛波若経集験記(平安初期)・大唐三蔵玄奘法師表啓(平安初期)【日本書紀古訓】岩崎本A訓(平安中期)B訓(院政期)・前田本(院政期)・図書寮本(一一四二頃)

(11)　注(1)論文　一二四〜一二五頁

(12)　ただし、ミを伴う場合、上代ではミ語法の例が中心である。またラが語幹に接する場合、「〜ラニ」という形で情態副詞として用いられる場合が多い。

・大君の遣はさなくに賢しらに〈情進尓〉行きし荒雄ら沖に袖振る(万葉集一六・三八六〇)

(13)　工藤力男氏「上代形容詞の語幹の用法について」(『日本語史の諸相　工藤力男論考選』一九九九　汲古書院)四六頁(もと『国語国文』四二巻七号　一九七三)

(14)　なお、シク活用形容詞サカシは、語幹の用法の一般例サカシ女(佐加志売・古事記歌謡2)の例があるが、一方でサカノコリの例(「賜名曰賢遣賢遣、此云左舸能莒里」日本書紀仁徳天皇一二年・前田本)がある。しかし、サカという形状言にはいくつかの意味が考えられ、形容詞サカシとはすぐに結びつかない。例えばサカキ〈賢木〉(万葉集三・三七九)は神事に用いる木のことで、必ずしもサカシの「賢明である」意と直結しない。サカ枝〈娑柯曳〉(日本書紀歌謡78)の例からサカは「茂っている」意とも考えられ、海サカ〈海界〉(万葉集九・一七四〇)、磐サカ〈磐境〉(日本書紀神代上)の例からサカを「境界」と考えることも可能である。「賢」字は読みだけを表すとも考えられ、サカノコリをサカシの語幹の用法の違例としては扱わない。

(15)　「形容詞ク活用・シク活用の意味上の相違について」(『国語学』二三　一九五五)

(16)　「歌ことばの一面」(『文学・語学』一〇五　一九八五)

(17)　蜂矢真郷氏「一音節語幹の形容詞」(『萬葉』一七八号　二〇〇一)にも同様の論がある。

(18)　「ナシ(甚)型形容詞——否定性接尾語を有する形容詞の考察——」(『語文』〈大阪大学〉六四輯　一九九五)一五頁

(19)　注(17)論文　一一頁

(20)　注(5)書　三八一頁

(21)　注(15)論文

(22) 注(1)論文　一三二頁

(23) 「うまし」(『橋本四郎論文集　万葉集編』角川書店　一九八六)一七〇頁(もと『萬葉』二四号　一九五七)

(24) 本稿の考察対象語と同じ基準で挙げる。語例は次の通り。アカシ・アサシ・アヲシ・イタシ・ウスシ・オホシ・カタシ・クロシ・シロシ・タカシ・チカシ・トシ・トホシ・ナガシ・ニコシ・ハヤシ・ヒロシ・フカシ・フトシ・フルシ・ホソシ・ミジカシ・ヤスシ・ワカシ

(25) このほかウマコリという語があるが、「ウマキ織り」の約とする説(『冠辞考』に荷田春満の説としてあげる)、コリが朝鮮語で綾を表す語と同源とする説(旧日本古典文学大系)、煮こごりの意とする説(木下正俊氏「万葉集存疑注―枕詞『味凝』のことなど―」(『万葉』一四六号)など、諸説がある。語構成がはっきりしないため本稿の考察からははずしている。

(26) 『萬葉集評釋』(東京堂　一九五一)

(27) 『萬葉集私注』(筑摩書房　一九七七(新訂版))

(28) 『萬葉集注釋』(中央公論社　一九六二)

(29) 『萬葉集釋注』(集英社　一九九七)

(30) 『萬葉集全注』(有斐閣　一九九八)

(31) 注(26)書

(32) 本稿の考察対象語と同じ基準で挙げる。語例は次の通り。アシ・ウツシ・ウツクシ・ウラグハシ・カグハシ・カナシ・クスシ・クハシ・サカシ・トモシ・ハシ・マグハシ・ヨロシ

(33) 例23のアタラは感動詞と考えることもできよう。

(34) アラタシとアタラシとの意味については、阪倉篤義氏「『あらたし』から『あたらし』へ」(『語文』〈大阪大学〉三二輯　一九七四)に詳しく、アラタシはアル(生ル)という動詞と関連付けられている。

(35) この他、[動詞+接尾辞]から派生したシク活用形容詞にハヅカシがあるが、これも派生元の動詞が感情的意味を持つものである。

【使用テキスト】『万葉集』『古事記』『日本書紀』…新編日本古典文学全集(小学館)

付記　本稿は第五十五回萬葉学会全国大会(二〇〇二年一〇月一三日於弘前大学)における発表をもとにしたものです。席上、多くの方々からご教示を賜りました。また編輯委員の方々からも同じくご教示を賜りました。記して深く感謝申し上げます。

(はやし　ひろえ・大阪大学大学院生)

書評

佐藤美知子著『萬葉集と中国文学受容の世界』

鉄野昌弘

一

萬葉集は、さほど大部な歌集ではない。これまでの長い研究史を考えるならば――あるいはこれから長く研究が続くとするならば――小さくとも、一つの明らかな事実の発見は、この歌集にとって大きな事柄だろう。少なくとも、それを積み重ねる努力の方が、大雑把な議論を華々しく展開するよりも、よほど意義のあることだろうと思う。

一方、研究者個人の研究史、またそれを示す論文集は、個々の論考で場当たり的な解決をするのではなく、その研究者の対象に対する見方や態度、あるいは方法を提示するものでありたいと思う。その一つの態度や方法を他者が検証し、また継承することを通じて、新たな研究史の地平が開かれるだろう。

佐藤美知子氏が、長年の業績をまとめられた本書は、前述のような、個々の問題への集中力と、確固たる方法という点で、後進に対する一つの範となるものであろう。四五〇ページを超す大著の中で、氏が扱うのは、人麻呂歌集七夕歌の末尾一首について、あるいは「日本挽歌」前置詩文の表現がいかなる由来を持つか、他ごくわずかの事柄に過ぎない。しかしその対象に向かう際の、愛(愛執と言うべきか)に満ちた手つきは、魅力的である。その愛を、佐藤氏自身は「志」と呼ぶ。そして「その志は岩山にぶつかっていくような、中国文学(文物)との関係、つまり『萬葉集』への影響源としての中国文学(文物)という視点と方法」(はしがき)に貫かれているのである。

二

さて、その「視点と方法」について、佐藤氏は、「出典語というような問題も、ただ単に或る典拠語を探すというだけでなく、それを含む表現や文脈の中で把握される語性、文学性、或いはその辞句表現を生む世界観等を追究する」（はしがき）のだと言う。それによれば、一口に萬葉集の表現の背景をなす中国文学（文物）とはいっても、その中国文学（文物）は、「語性」「文学性」「世界観」といった様々なレベルの捉え方がありうることになろう。本書は三篇に分けられているが、その構成は、そうしたレベルに応じているように見受けられる。

第一篇は、「『萬葉集』と渡来書の世界」と題されている。「世界」とあるように、ここでは中国文学（文物）は、かなり広く捉えられている。

第一章では、巻一・四三番歌の「己津物」の訓詁に対する諸説を検討し、オキツモノと訓むことを肯定した上で、「己」は、「已」「巳」字と区別し難いが、オキと訓ませるには、「己」字が相応しいとする。すなわち、「己」字には「蔵」「内」といった意味があって「奥」字に通ずるのであり、その背景には、「己」を、「すべてを包含する土」に配当する五行思想があったと説くのである。訓詁を字書や典籍によって定めるのは、佐藤氏が師事した故小島憲之氏の開いた方法であるが、佐藤氏はそれを継承しつつ、表記の背後に五行思想の広範な受容を想定するところに特徴を持つ。

ただし、中国思想の影響関係から、個別の問題を考えようとする氏の方法は、常に有効であるわけではない。その思想の伝来や日本に与えた影響は明らかでも、それがその問題に対して、ベストの解決になるかどうかは別問題である。

続く第二・三章は、天文・祥瑞の思想・知識から、萬葉集の難訓歌を読み解こうとする試みである。第二章は、額田王の「莫囂圓隣之…」の歌（巻一・九）に対し、「大相」が『史記』「天官書」の類に金星の異名とされているのを手がかりに、シヅマリシユフツヅシロシと訓む案を提出する。そして「天官書」で、金星の色の白いのを、殺失や廃滅の凶兆とすることから、この歌を、有間皇子の死を寓意し、大海人皇子への警告を含む歌と見る。一方、第三章は、人麻呂歌集七夕歌の末尾の歌（巻十・二〇三三）の「定而神競者磨待無」について、天の川の星が多すぎず、少なすぎず、静かであるのが吉、また織女・牽牛二星が明るいのが吉、と「天官書」類に記すことから、「定而」をシヅマリテ、「神競者」をカミシキホヘバと訓じて、そのような状態であることを言うとする。

その中で、「磨待無」チカヅクマタム、すなわち神である二星が光を競わせながら近づくのを待とう、という地上の作者が見上げている歌と見るのである。

その結論は、必ずしも説得的でない。第二章の「爪湯気」をシロシとするなど、訓読にやはり恣意的と感じざるを得ない箇所が多い。それ以上に、第二章で、有間皇子事件の寓意(氏は「隠し義」と言う)を認めるのが、他の額田王歌からして適当かどうか、また第三章で、二星の逢会を地上から見上げた歌というのが、人麻呂歌集七夕歌のあり方にかなっているかどうか、疑問である。

しかし、そうした限界は、氏の関心が、他に解決法の見出し難い問題に向けられている以上、致し方ないとも言えよう。先の第一章を含めて、第一篇は、ほとんどが試論の趣である。例えば、なぜ二〇三三歌だけが「庚辰年作之」と記されたのか、と問い、庚辰年(天武九年)の七夕が庚辰の日で、その重複が記憶されたのだろう、とする第四章、また憶良の「秋野花」の歌(巻八・一五二七～八)のような、ただ花の名を列挙する歌が何のために作られたのかを、香薬類に対する本草学的知識を童蒙に教える歌、と説明する第八章など。いずれも必ずしも蓋然性の高い推定とは思えないが、今まで気付かれなかった、そして解決しにくい問題を掘り起こした論である。

そして、第一篇の中心となる第五章「『月の船』・『桂梶』をめぐって」も、やはり難問にあえて取り組んだ論文である。人麻呂歌集の「月の船」、『懐風藻』文武天皇「詠月詩」の「月舟」については、「語彙的な探索に執する限り、中国漢籍類に典拠を見出すことは、現在のところでは恐らく至難である」(P一一七)。中西進氏(『万葉集の比較文学的研究』)が、漢武帝の故事を記した『洞冥記』を出典として、観月の船と捉えたのには、小島氏の批判が既にある(『古今集以前』など)。佐藤氏は、中西氏の引く『洞冥記』を再検討し、武帝の故事とは関係せず、夜空を渡る月を舟に喩えた和製漢語とする小島氏の結論を肯定した上で、上代日本でその比喩が成立する基盤を「天官書」類に求めてゆく。一方、「桂梶」(巻十・二二二三)や「楓機」(文武天皇詩)については、『玉台新詠』にも似た例があるが、遡って『楚辞』「九歌」に歌われた湘水二神をめぐる神仙世界が背景にあるとする。

ぴったりとした出典が指摘できない問題を扱うのは、次の第六章も同様。一〇一六歌左注の「蓬莱仙媛の化する所の嚢蘊」とは何かが明らかでない。そこで「蓬莱仙媛」と言えば、『神仙伝』「王遠伝」に「麻姑」という仙女が登場し、米粒を丹砂に変える変化術を用い、自在に姿を消すとされているのが想起される。佐藤氏は、「嚢」とは冠の謂いで、それにつける蘊を、麻姑の化身

と見立てたのではないか、と言う。

極端に言えば、第一篇の諸論考で、疑問がすっきり解明されることはほとんどない。しかしその調査が博くかつ綿密であるだけに、疑問がより深まったことを感じさせられる。むしろそれが試論の持つ本来の意味合いでもあろう。周辺を広く探ってゆく、こうした佐藤氏の方法は、言わば小島氏の出典論を継承し、かつ補完するものと位置づけられると思う。

三

第二篇「山上憶良と聖武天皇宸翰『雑集』」には、山上憶良の「日本挽歌」前置詩文と、正倉院御物として現存する、聖武天皇筆の仏教詩文集『雑集』との関係を中心とする一連の論が収められている。一転して、二つの作品の表現上のつながりを、具体的に深く掘り下げるのである。

『雑集』は、その名(「国家珍宝帳」によるものだが)の示すとおり、六朝から初唐にかけての、主として仏教に関わる作品を抜き出し、つなぎあわせたものである。一巻を大きく七部に分けることができるが、その中には、「周趙王集」「鏡中釈霊実集」など、個人の別集の名を掲げて、多くの作品を並べている部分がある。「周趙王」は、庾信との交際で知られる北周の趙王宇文招で、本人も名文家であったが、『雑集』はその面目を伝えるほとんど唯一の資料である。一方、「鏡中釈霊実集」は、唐代の越州(現在の紹興)で活動した僧、霊実の家集で、そこに見えるもっとも新しい年紀は、開元五年(七一七)である。それは日本の養老元年に当たり、『雑集』の奥書に記された聖武天皇書写の時(天平三年(七三一)九月八日)までわずか十四年である。そのことは、『雑集』の成り立ちにも、大いに関係するはずである(第一章ほか)。

佐藤氏は、聖武天皇が書写した(奥書に「写了」とあり、現物は写しである)理由を、三年前の九月に夭逝した皇太子基王の追善に求める説を、僅かながらも非釈教的な作品を含むことを根拠に否定する。それに対して、この集の性格を、光明皇后書写の『杜家立成雑書要略』と同じく、仏教的な作文のための手引き・文例集と規定するのである(第二章)。そして一定の方針の見えない雑然とした様相は、元来この書物が中国で成立した一書ではなく、日本の某人による心覚えのための抄出であったことを示すとする(第五章)。

その上で、佐藤氏は、その某人を憶良と考えるのである。先の十四年の間に、「鏡中釈霊実集」が舶載された可能性のある遣唐使は、養老元年出発、二年帰国の一回しかない。その船で、憶良とともに大宝元年に渡唐した、坂合部大分や僧道慈が帰国してい

る。道慈あたりが霊実と交流があって、成立直後の「鏡中釈霊実集」を入手し、帰国後、旧知の間柄の憶良に手渡した。憶良は、それからの抜き書きも含めて『雑集』を編み、皇太子時代に侍ったことのある聖武へと伝えた――これが佐藤氏の描く見取り図である。

その根拠となるのが、『雑集』の作品と、「日本挽歌」前置詩文との類似であった。

墓誌などの中国の哀悼詩文は、儒教色が強く、「日本挽歌」前置詩文のような釈教的要素はほとんど認められない。対して、『雑集』のほとんどが仏教詩文で、就く「鏡中釈霊実集」の部分には、「為人妻祥設斎文」など、仏家による哀悼の文がある。しかも憶良の文が大伴旅人になりかわっての作であるのに似て、これらは霊実による願主の代作である。一方、憶良の文体は、哀辞・弔文・誄・墓碑銘などのいずれとも異なり、最も近いのは、文体が比較的自由な「祭文」ということになる。霊実の「設斎文」は、死者のために斎会を設ける時の一種の「祭文」である。憶良作の哀悼文は、それの影響を受け、旅人亡妻の百ヶ日供養のために代作された「設斎文」と考えられる(第三章)。「為人妻祥設斎文」と憶良哀悼文とを詳細に比較すれば、冒頭部からの構成、無常の理法、亡妻に関する叙述、永別・空室の嘆きなどに、重なる表現を多数検出しうるのである(第四章)。

以上のような佐藤説のうち、「日本挽歌」全体に付けられた日付、神亀五年七月二十一日が、旅人亡妻の百ヶ日に当たることは、橘・卯の花・霍公鳥を歌った、勅使接待の遊覧(巻八・一四七二・三)の時期と、大宰府と平城京との往還に要する日数の詳細な検討から、氏が主張されたことで(第三篇第二章)、井村哲夫氏(『全注』巻五)などの支持を得ている。また文体的に「祭文」・「設斎文」に近いことは、芳賀紀雄氏(「憶良の挽歌詩」『女子大国文』八三、昭五三・六)の説くところでもある。

しかし評者は、この詩文を実用的な「設斎文」と見ることには疑問を抱く。それは、佐藤氏の挙げる類似点には首肯されながらも、やはり憶良詩文と霊実の「設斎文」との間には、埋め難い相違もあると感ずるからである。

一つには、憶良の文の後には、詩が置かれていることである。佐藤氏も、そこに注意して、前文の端を改めて、願意を韻文に整えたか、と推測する(第三章)。しかし、なぜあえてそのように改めなければならなかったか、についての言及はない。むしろ一つの形式に収まらないもの、すなわち「ああ哀しきかも」で結ぶ文と、「愛河の波浪は已に先づ滅え」に始まる詩とに、基本的なずれがあるからこそ、こうした特殊な形になっているのではないか。

また、これも佐藤氏自身が問題にしていることであるが、文中の「釈迦能仁も双林に坐して泥洹の苦しびを免れたまふことなし」が、仏教教理とは矛盾することが挙げられる。「泥洹」（涅槃）は煩悩の消えた状態であるから、「苦」ではないはずなのである。佐藤氏は、『雑集』に、地獄を意味する「泥黎」の語が見えることから、これと「泥洹」との混同が、憶良に常識はずれの表現をさせたかと推測する（第六章）。日本における仏教受容の程度の問題でもある。しかし、評者には、憶良の教養に照らして、そのような単純な誤解とは思えない（『雑集』を編むほどの仏教知識があるのだとすれば、なおさらである）。教理とは異なることを承知で、あえて凡夫の立場で、釈迦の涅槃までも「苦」と捉えてみせたと考えたい（参照、拙稿「日本挽歌」『セミナー万葉の歌人と作品』第五巻）。

つまりこの詩文は、続く長反歌、更に同日「撰定」の「嘉摩三部作」へと引き継がれる憶良の思弁の一環なのであって、旅人亡妻百ヶ日供養を期して奉られたとしても、実用に供する作ではあるまい。一口に代作と言っても、言わばプロの作文家で、時には願主への阿諛追従まで交える霊実の「設斎文」とは、一線を画すものと思われるのである。

以上は、憶良が『雑集』成立に関わった可能性までを否定するのではない。ただし、『雑集』には、佐藤氏が「少数ながら」（第一章）と見積もる以上に、誤りが多いように見受けられる。それも、氏が第五章で問題にしたような不統一より、もっと不用意な誤字・誤脱が認められるのである。どの段階でそのような誤りが生じたのかはわからない。またなぜそうしたものを聖武が書写したのかも謎である。しかし聖武の書写が至極丁寧であるだけに、その親本が既に粗悪な本文であったのは確かである。或いは聖武の書写は、余り文章の意味に頓着しない態度であったのかも知れない。だとすれば、親本の本文が粗悪であったのは、憶良のような学識のある者の手控えであったためではなく、それもまた意味に頓着しないで書写されたものだったが故ではないだろうか。

疑問点を論ってきたが、憶良の詩文の背後に、仏典以外に「鏡中釈霊実集」のような仏教的文例集までが輸入される状況があったことは確かである。佐藤氏が『雑集』の諸作品を分析し、憶良詩文との共通点を探ったことの意義は、言うまでもなく大きい。評者は東京女子大学古代史研究会の一員として、『雑集』「鏡中釈霊実集」を読んでいるが（その成果を『続日本紀研究』誌に連載中）、合田時江氏による索引も作られ、種々の工具書も揃った現在、漢文の専門家も交えて鳩首相談してなお不明な点の多く残るこの難解な文献を、二十年前に佐藤氏が独力で読みこなされたことに、

敬意を抱かないではいられない。評者ごときがこれを記しているのも、先駆者の学恩に報いんがためである。

四

第三篇は「令制下の官人歌人たち」。ここでは、中国文化の影響が、そこから移入された令による官人制度が、その中にいる官人にいかに働きかけ、歌を生んでゆくか、という形で問われている。

扱うのは、専ら大宰府の官人たちである。第一章では、大宰帥が原則的に任官の年の後、中二年をはさんで、その翌年が交替期であったことを実例から証明し、藤原房前に宛てた「梧桐日本琴」をめぐる書簡と歌(巻五・八一〇)が、長屋王の変後の実質的な最高実力者たる房前に、交替を前に好を通ずる意図を含んでいたことを推測する。

第二章は前述。第三章は、憶良の「敢えて私懐を布ぶる歌」(巻五・八八〇～二)が、やはり国守の任期の詳細な検討から、その年七月末で成選を満たし、翌年の遷任を控えていることを背景に、現実の切実な声として歌われていることが示される。

そして末尾の第四章では、「行き還り常に我が見し香椎潟明日ゆ後には見むよしもなし」(巻六・九五九)が、作者宇努男人が豊前国司に重任した後、既に遷替の官符は到着して帰京の準備をしている時分の歌であること、豊前国庁から大宰府までは、香椎潟を望見する宗像道を通うのが普通だったらしいことを述べる。

これらはいずれも歌の成立基盤を問題にする論で、歌のことば自体の検討ではない。しかし大宰府官人の歌が、自己の境遇に根ざして歌われていること、彼等の最大の関心事が帰京を果たすことであったことを思えば、こうしたアプローチは、歌の理解にとって、核心を突くものであろう。評者には歴史学や地理学の知識が乏しく、細かい適否を判断する能力を持ち合わせない。しかし評者の読む限りでは、史料を博捜し、穏当な判断を導いているように思われる。あるいは本書の中で、最も受け入れやすい部分でもあろう。佐藤氏には、他にも『萬葉集研究』第十二・十三集に載せられた小野老関係の論文や、『萬葉』一一二号の家持の経歴に関する論文などがあり、おそらく紙数のために、氏の地方官論の全貌を本書で見ることができないのが惜しまれる。

五

「一般に上古の日本文化について極めて巨視的に外部的に見た場合、まぎれもなく中国を頂点とする古代オリエントの文化圏の一角に、周辺国として遅れて参加したという姿が浮かんでくる」

（P九〇）。

こうした認識は、今日学界に共有されるものであろう。「上古の日本人が海の彼方からの渡来文化を、どのように『わが内なるもの』の発展の方向づけと肉づけに摂取し得たか」（同）。現在、テキストの電子化によって、語句の一致などは簡単に検出できるようになっている。課題はその先、影響がいかに「その語を含む詩的世界の奥深くに及んでいるか」（P一一六）を明らかにすることにあろう。その方法は多様に模索されねばなるまい。冒頭に述べたことの繰り返しになるが、本書はその一つのモデルを提供するものと考える。

（二〇〇二年三月一日　塙書房刊　A5判　一二〇〇〇円）

（てつの　まさひろ・東京女子大学教授）

萬葉の歌人とその表現

本書は、萬葉集における和歌の表現の検討を通して、歌人たちの特性と位相とを究明する。本書における方法の根柢は、語句と文脈と、その両面について、いわゆる注釈的方法によって、対象の精読に努めることにある。語句の含意するところに耳を傾け、文脈の志向するところに従って、それぞれの歌人、それぞれの作品の表現について、文芸の歴史の上に占める位置を秤量しようと試みた。

村田正博著

A5判　上製本　五二〇頁　本体価格一五、〇〇〇円

説話論集 第十二集 今昔物語集

説話集の宝庫『今昔物語集』に多様な議論を提供する。

廃墟の表徴　荒木　浩／伯奇贅語　黒田　彰／《今昔物語集》構成表補注　出雲路修／〈古代〉＝「聖の時代」再考　前田雅之／検非違使と罪業をめぐって　山口眞琴／『今昔物語集』が受容した『俊頼髄脳』をめぐる基礎的考察　田中宗博／『今昔物語集』巻二十八における笑いの意味　樹下文隆／『今昔物語集』の言述　竹村信治／南方熊楠の今昔物語集　小峯和明

説話と説話文学の会編

A5判　上製本　三六六頁　本体価格八、五〇〇円

清文堂　〒542-0082大阪市中央区島之内2-8-5
TEL.06(6211)6265
ホームページ=http://seibundo-pb.co.jp

紹介

古典索引刊行会編『萬葉集索引』

吉井　健

近代の万葉集研究は、『国歌大観』（一九〇三）の出版、『校本萬葉集』（一九二四～二五）の出版によって大きな恩恵を得た。さらに正宗敦夫編『萬葉集総索引』（一九二九～三一）は、国歌大観番号を付して『萬葉集大成』（一九五三～五五）の一部として出版され、万葉集の研究に不可欠のものとなった。しかしながら、それから半世紀の間に、万葉集の本文および訓の訓詁学的研究はめざましく進展し、一九五五年版を引き継ぐ現行の正宗敦夫編『萬葉集総索引』は、もはや現代の万葉集の訓みとは対応しない点が少なくなってきた。

このたび出版された古典索引刊行会編『萬葉集索引』（塙書房）は、一九九八年刊の木下正俊・小島憲之・佐竹昭広『萬葉集本文篇補訂版』（塙書房）に、校訂者の木下正俊が若干の校訂を付加した本文と訓に準拠した総索引である。『萬葉集本文篇』（塙書房）は、鶴久・森山隆『萬葉集』（おうふう）と並んで、現在万葉集の研究や学習にもっともよく利用される万葉集の標準的テキストである。その本文に準拠した新たな総索引の刊行は、長く待たれていたものであり、今後の研究に裨益するところ大であると思われる。以下、古典索引刊行会編『萬葉集索引』（以下『新索引』と略称）の特徴を、正宗敦夫編『萬葉集総索引』単語篇（以下『旧索引』と略称）と比較しながら紹介する。

今回刊行された『新索引』は、萬葉集の和歌本文の訓の索引である。正宗敦夫編『萬葉集総索引』には単語篇と漢字篇があり、単語篇には「題辞及び左注等はその必要ありと認めらるる単語、熟語等を適宜採択し」ていたが、『新索引』には、題詞・左注は一切採られていない。そうした差異をもつが、『新索引』は、おおよそ『萬葉集総索引』の単語篇に相当するものである。

まず、『旧索引』と『新索引』とのもっとも大きな違いは、見出し語の立て方である。『旧索引』は、漢字表記ごとに見出し語のように扱って掲出するが、『新索引』は、訓みに基づく単位語を、漢字表記の上位に掲げて大見出しとしている。この影響が特に顕著なのが活用語である。『旧索引』では、終止形を示して、そこで索引に見出しとして立てている活用形の存在を一括して記すものの、それぞれの活用形は、漢字表記ごとに独立した見出しとして掲出している。これに対して、『新索引』では、終止形の形の大見出しの下に、各活用形を一括して示している。『旧索引』がこのような方法を採っているのは、漢字表記を優先するためである。仮名表記による確例を先に挙げ、訓文字を後に付けるという方式で、見出しを立てているのである。しかし、このような『旧索引』の方法では、活用形ごとに別項目を見なければならず、間に別の語が項目としてはさまることになって、使いづらい面もあった。

『新索引』では、そういう煩はなくなった。『新索引』では、終止形の見出しの下に、活用形順で、漢字表記ごとにまとめて用例を掲出している。その漢字表記の順は、原則的にJISコード順に並んでいる。ただし、活用形順といっても、四段動詞の終止形と連体形のように同形の場合には、それらを区別なく掲出している。例えば、下二段動詞「絶ゆ」の場合、見出しの下に「絶え」という形として、「絶・多延・多要・断」の順で、用事別に用例を挙げている。この中には未然形・連用形が区別されていない。「絶」の中の一例目は「音のみも名のみも絶えず(②一九六)で未然形、二例目は「あぢさはふ目言も絶えぬ」(②一九六)で連用形である。『新索引』のこうした掲出の仕方は、『旧索引』の行き方とはかなり違っている。仮名表記から訓字へという順になっていないことは、相対的に、『新索引』は『萬葉集本文篇補訂版』(塙書房)の訓を所与のものとして、それへの従属度が高いことを示している。『新索引』の使用に際しては、こうした性格をよく理解し、活用形が同形の場合の活用形の区別と、確例か否かの区別には、初学者は特に注意する必要があろう。

次に複合動詞の扱いについて両者の違いを見てみる。『旧索引』では、複合動詞はなるべく分解する方向で見出し語に立てる。しかし、『新索引』は、複合語は基本的に分解しない。例えば、「来鳴く」の場合、『旧索引』は見出し語としては立てず、「来」と「鳴く」に分属させる。しかし、『新索引』では、「来鳴く」をそのまま見出し語として立てる。もっとも、『旧索引』でも「あり通ふ」「うち嘆く」「押し靡ぶ」のような場合は、全体で一つの語として見出しに立てている。いずれも「あり」「うち」「押し」を

接頭辞と見て、二つに分解することを避けたものと見られる。しかしながら、接辞と一般の動詞との区分は必ずしも分明ではない。『新索引』のように長い単位で見出し語にする場合、この区分に関するゆれは生じない。単位語を大きくとる方法は、見出し語の掲出基準を一定にする効果があるといえる。

ただし、このような見出し語の立て方の場合、複合した形を検索するには便利な反面、一つの動詞の例を見ようとする場合、それを含む複合語もそれぞれ検索する必要が生じる。例えば、『新索引』の「来」と「鳴く」の見出しには、それぞれ参照項目として、「来鳴く」をはじめ複合語が挙げられている。「鳴く」の用例を求める場合、参照項目に従って「来鳴く」「来鳴き響もす」「名告り鳴く」等を検索することになる。こういう点からすると、『新索引』は、歌のことばづかいに近いものから、順を追って検索してゆくという利用により適している。しかし、語単位の例をしらみつぶしに調べるというような語学的な利用の場合は、やや迂遠に思われる場合もあるかもしれない。とはいえ、現在そういう利用には、『萬葉集CD-ROM版』(塙書房)等のテキストデータも使えるので、書籍の形式としては、むしろこのような形の方が利用価値が高いだろう。また、テキストデータによる検索を取捨選択した結果を検算するような場合にも、『新索引』の見出し語と参照項目が利用できる。

次に助動詞の扱いをみると、『新索引』では、「す(使役)・す(尊敬)・ふ・ゆ・らゆ・り」の場合、これを助動詞として見出しは作るが、歌番号はこれらが動詞に下接した形の見出しの下に示されている。これは、これらの動詞語尾的な性格から妥当な処置であり、『旧索引』でもとられていた方法である。『旧索引』で、「ふ」の項に「所謂延言」として挙げられているものは、必ずしも網羅的でなかったが、『新索引』では、四段動詞未然形に相当する形に「ふ」が付いた形式の例がかなり広く参照項目として挙げられている。「咲まふ」が挙げられていないとか、「誇ろふ」が挙げられているいっぽう「うつろふ」が挙げられていないといった不備はまだあるが、こういった参照項目については全体に『旧索引』よりも信頼度は高い。

助動詞が重ねて用いられる場合がある。「にけり」「ぬべし」「たりけり」のような場合である。その場合、『旧索引』では、基本的に重なった形を見出し語として挙げている。いっぽう、『新索引』では、これらを分解して、助動詞「ぬ」「き」「けり」の中で挙げている。これは複合動詞の場合と逆のように見える。『新索引』で、「にけり」のような形で挙げることが不都合であるという積極的な理由はないと思うが、複合動詞の場合のように、接

辞化しているか否かといった判断が不要であり、特に長い単位で採る必要がないので、このような掲出法が選ばれたのだろう。

『旧索引』が、複合した形で挙げる方法を採るのは、漢字表記を重視して、訓みの確実性の高いものを優先して掲げるという方針によると思われる。動詞の場合と違って、助詞・助動詞の場合、読み添えの問題がある。例えば、「にけり」であれば、「に」が表記されず、読み添えられる場合がある。『旧索引』では、このような「に」の読み添えの場合、「けり」の項の後に別に見出しを立てて掲出している。『旧索引』では、それぞれの活用形を見出し語のように扱っているので、表記上に現れていないものを見出し語とすることをためらったのであろう。もし、ここで助動詞を個別に扱おうとすると、もはやこういう処置もできず、読み添え例、例えば「に」を見出しに挙げるか、表記上現れないことを理由に掲出しないことになる。『旧索引』が助動詞に関して複合した形を採るのは、表記を重視しながらも、読み添え例をある程度すくい上げようとした結果であろう。助詞の読み添え例については、『旧索引』は、基本的に捨ててしまって掲出しない。これに対して、『新索引』では、いずれの読み添え例も□の記号の下に挙げている。もとより確例ではないが、読み添え訓の索引としても使える点、『新索引』は便利である。

なお、「にあり」と「なり」は、母音脱落が関係し、訓み分けにも問題がある。『新索引』では、「なり」の見出しの下に連用形「に」を立てて、「にあり」（間に助詞が入る場合も含む）の例を示している。「に」の扱いには異論がありうるが、索引においての処理としては便利なものになっている。

最後に「わ・われ」「あ・あれ」の訓み分けについて見ておく。『旧索引』では「あ・あれ」については、仮名書きの確例のみを挙げている。訓字については訓み分けを行わない。『新索引』では、『萬葉集本文編補訂版』（塙書房）に従って、「我・吾」についても訓み分けて掲出している。『旧索引』の「わ・われ」の例は、そのまま「わ・われ」の例とはできないことが明らかである。しかし、『新索引』の訓み分けが正しいという保証は、やはり、ない。これまでいくつかの点を挙げて見たように、『新索引』は、あくまでも『萬葉集本文編補訂版』（塙書房）の索引である。そのことを銘記して使う必要がある。その点さえ注意して使えば、『旧索引』より多くの点で使い勝手がよく、今後の研究に大いに資するものである。

（二〇〇三年二月二八日発行　塙書房刊　A5版　一〇〇七頁　本体価格二二〇〇〇円）

（よしい　けん・神戸松蔭女子学院大学助教授）

全国大会開催要項

○第五十六回萬葉学会全国大会開催要項

一　公開講演会

日時　十月十一日(土)午後二時から五時まで

会場　神戸松蔭女子学院大学　2号館一階213教室

挨拶　神戸松蔭女子学院大学学長　荒井　章三氏

講演

万葉集をめぐる仏教的環境　大阪市立大学大学院教授　栄原永遠男氏

若き家持の周辺　神戸松蔭女子学院大学教授　浅見　徹　氏

二　懇親会

日時　十月十一日(土)午後五時半から七時半まで

会場　神戸松蔭女子学院大学　4号館二階食堂

会費　六千円

＊懇親会に参加ご希望の方は、あらかじめお申し込みください。

三　研究発表会

日時　十月十二日(日)午前十時から午後五時まで

会場　神戸松蔭女子学院大学　2号館一階213教室

午前の部(午前十時より)

『袖中抄』と『類聚古集』再考　京都府立大学大学院博士後期課程　景井詳雅氏

「悲傷亡妾」歌群の「悲緒未息更作歌五首」についての考察　北海道大学大学院博士後期課程　原田直保美氏

巻十九巻末三首について　東京女子大学　鉄野昌弘氏

午後の部(午後一時より)

万葉歌における「天皇」をめぐって　新潟経営大学　西澤一光氏

「童子女松原説話」における「恐二人知一之」と「愧二人見一」　相愛大学　橋本雅之氏

萬葉集の字余りと母音脱落を想定した表記　福岡大学　佐野　宏氏

『万葉集』における非単独母音性の字余り句について　聖心女子大学　山口佳紀氏

＊近辺に食堂等はありません。昼食(千円)をご希望の方は、あらかじめお申し込みください。

四　臨地調査研究　――播磨の万葉と風土記――

十月十三日(月〈体育の日〉)～十四日(火)一泊二日

☆集合場所　「湊川神社」前(国道28号線多聞通側＝ＪＲ神戸線「神戸駅」または阪急・阪神線「高速神戸駅」より北へ徒歩約2分)

＊第百八十四号の案内から変更されています。御注意下さい。

☆集合時刻　午前八時十五分(八時三十分出発予定)

☆旅程

第一日

湊川神社前――鶴林寺――石の宝殿――姫路文学館――姫路港…(フェリー)…小豆島・福田港――土庄――宿

宿泊先　ホテルニュー観海　香川県小豆島郡土庄町銀波浦(Tel〇八七九―六二―一四三〇)

第二日

宿――寒霞渓――壺井栄文学館――土庄港　…(フェリー)…新岡山港――室津――徒歩――藻振鼻(唐荷島を望む／加茂神社・海駅館・民俗館など町内散策)――ＪＲ姫路駅(解散・午後五時五十分頃を予定)

☆参加費　二万八千円

☆募集人員　五十五名

＊道路事情等によりコースを変更することがあります。また、解散時刻も遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

○臨地調査研究、懇親会、十二日の昼食のお申し込みは、郵便振替にて、内訳を明記の上、左記までお願いします。

郵便振替口座　〇〇九二〇―二―二四六〇七八

加入者名　萬葉学会全国大会係

なお、一八四号に綴じ込みの振替用紙をご利用いただければ便利です。臨地調査研究は定員になり次第締め切りますので、お早めにお願いします。

○問い合せ先

〒六五七―〇〇一五　神戸市灘区篠原伯母野山町一―二―一
神戸松蔭女子学院大学
Tel〇七八―八八二―八七五四(吉井研究室)

または

〒五五八―八五八五　大阪市住吉区杉本三―三―一三八
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内
萬葉学会本部
Tel〇六―六六〇五―二四一三(村田研究室)
Tel〇六―六六〇五―二四一四(毛利研究室)

＊出張懇請書をご入用の方は、返信用封筒・八〇円切手を同封の上、学会本部までお申し込みください。

○宿泊案内

会場校が大阪・神戸から便利ですので、今回は特にいたしません。各自でお願いします。なお、臨地調査研究に参加の方は、集合場所の関係から神戸での宿泊が便利です。

○会場案内

＊阪急電鉄　三宮→(七分)→阪急六甲→(二八分)→梅田

各停のみ停車します。

＊ＪＲ　三ノ宮→(五分)→ＪＲ六甲道→(二五分)→梅田

各停・快速が停車します。(新快速は停車しません)

なお、新幹線「新神戸」から三宮へは地下鉄で一駅です。

鉄道の最寄り駅から(次頁の会場周辺案内図をご参照ください)

①バス

■阪急六甲駅　(乗車時間三分)

■ＪＲ六甲道駅　(乗車時間一〇分)

■阪神御影駅　(乗車時間二〇分)

より市バス36系統「鶴甲団地」行きに乗車して「六甲台南口」で下車。徒歩5～7分(上り坂)

○臨地調査研究　集合場所案内図

＊第百八十四号の案内から変更されています。御注意下さい。

②タクシー

■阪急六甲駅より　（六六〇円）

■ＪＲ六甲道駅より　（七五〇円程度）

③徒歩

■阪急六甲駅より徒歩一五分（上り坂）

○会場周辺案内図

なお、会場までの交通案内は、神戸松蔭女子学院大学のホームページ（http://ksw.shoin.ac.jp）の「学校案内」→「アクセスマップ」でもご覧になれます。

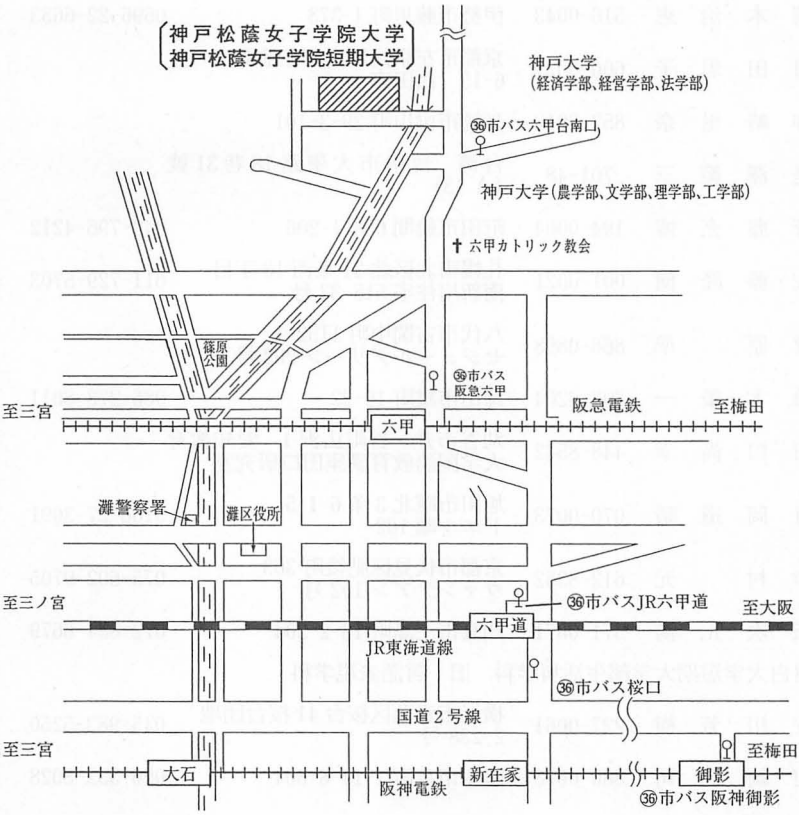

会員名簿補訂

氏名	〒	住所	電話番号
新入会員			
上道一信	611-0011	宇治市五ヶ所広岡谷 2-187	0774-32-6051
土居美幸	639-3445	奈良県吉野郡吉野町楢井 112	07463-2-5618
同前美希	466-0834	名古屋市昭和区広路町北石坂 102-42　2-205 号	
百留恵美子	982-0801	仙台市太白区八木山本町 1-1-2-103	022-228-4220
松浦和夫	156-0043	東京都世田谷区松原 2-44-6-502	03-5355-7297
山本京介	062-0051	札幌市豊平区月寒東 1 条 16 丁目 1-8-706 号	011-854-0142
劉　権敏	305-0005	つくば市天久保 3-12-1 古谷野ハイツ 202 号	090-6180-8913
変更（改姓・変更・表示を含む）			
荊木治恵	516-0043	伊勢市藤里町 1-373	0596-22-6633
海田思子	606-0021	京都市左京区岩倉忠在地町 6-15　西田方	
神崎里奈	852-8013	長崎市梁川町 29-3-101	
是澤範三	701-48	台湾　台南市大學路 18 巷 31 號 (A 13)	
斉藤充博	194-0004	町田市鶴間 608-1-206	042-796-4212
佐藤隆樹	001-0021	札幌市北区北 21 条西 13 丁目 南新川住宅 515-33 号	011-729-5703
菅原　準	866-0898	八代市古閑中町 1152-1 セジュールグリーン 202 号	
鈴木榮一	703-8204	岡山市雄町 19-22	086-278-8011
田口尚幸	448-8542	刈谷市井ヶ谷町広沢 1　愛知教育大学国語教育講座田口研究室	
月岡道晴	070-0073	旭川市曙北 3 条 6-1-5 ドエル曙 102	0166-27-3091
中村　元	612-8352	京都市伏見区肥後町 363 ヴァンテアン 102 号	075-602-9705
三次正満	571-0071	門真市上島町 18-2-204	072-884-6679
目白大学短期大学部生活科学科　旧　言語表現学科			
安川芳樹	227-0061	横浜市青葉区桜台 41 桜台団地 2-238 号	045-983-5250
山崎健司	860-0078	熊本市京町 1-14-8-804	096-352-8028

編輯後記

○一八五をお届けします。今号は、論文二篇と書評、紹介及び今年度学会開催要項で編輯しました。毛利論文は、昨年度学会の講演をもとにした論。「日本のこと」を漢字だけで書記せざるを得なかった、上代の「日本語文」について「倭文体」なる術語を提唱して、その内実を説く。林論文も、昨年度学会の成果。上代を中心に見いだされる形容詞語幹用法の違例について、その用法・形態・意味面からの解析を試みる。佐藤美知子氏『萬葉集と中国文学受容の世界』への鉄野氏書評は、編輯の都合により一号遅らせての掲載。著者にも評者にも大変ご迷惑をおかけしました。他に、吉井氏の『萬葉集索引』の紹介を付す。

○「全国大会開催要項」に示しましたとおり、今年度も多様な視点から上代文学が論じられることと思います。開催校でも着々と準備が進められています。多数のご参加をお願いします。なお、「臨地調査研究」に参加の方は、集合場所の関係で、神戸での宿泊をおすすめします。

○日本が、超大国の怪しげな大儀に、渡りに舟とばかり、国外での戦闘行為が一層可能な国にされてしまった。その拙速さには驚き呆れる他ないが、今はただそんな事態に至らないことを願うばかりだ。（大濱眞幸）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規定

一、投稿資格は会員に限る。

一、内容は萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、原稿は返却しない。採否決定は編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を
　大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
　大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八-八五八五）
に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬葉　第百八十五号
平成十五(二〇〇三)年九月二十五日印刷
平成十五(二〇〇三)年九月三十日発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
電話　〇六(六六〇五)二四一四
編輯・発行　萬葉学会
代表者　浅見　徹
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社　内
発売所　萬葉学会事務室
電話　〇六(六二一)六二六五